

令和5年2月15日

# 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会



## 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
参考人として出席した者の職・氏名	5
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
委員長報告	7
議員提出議案の報告	9
議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
管理者提出議案の報告	12
管理者の挨拶	12
一般質問	15
議案第1号及び議案第2号一括上程、説明、質疑、討論、採決	25
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
日程の追加	32
参考人の出席を求める件	32
議案第5号及び議案第6号一括上程、説明、質疑、討論、採決	33
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	46

議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
閉 会	5 9

秩父広域市町村圏組合告示第12号

令和5年第1回（2月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年2月8日

秩父広域市町村圏組合  
管理者 北 堀 篤

1. 期 日 令和5年2月15日（水）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場



令和5年2月15日

秩父広域市町村圏組合議会定例会



## 秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和5年2月15日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 委員長報告
- 第 5 議員提出議案の報告
- 第 6 議員提出議案第 1 号 秩父広域市町村圏組合議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 7 議員提出議案第 2 号 秩父広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例
- 第 8 管理者提出議案の報告
- 第 9 一般質問
- 第 10 議案第 1 号及び議案第 2 号一括上程
  - 議案第 1 号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例
  - 議案第 2 号 秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 3 号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 4 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 13 議案第 5 号及び議案第 6 号一括上程
  - 議案第 5 号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の整備に関する条例
  - 議案第 6 号 秩父広域市町村圏組合し尿処理施設条例
- 第 14 議案第 7 号 秩父広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 8 号 令和 4 年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 2 回）
- 第 16 議案第 9 号 令和 4 年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第 3 回）
- 第 17 議案第 10 号 令和 5 年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第 18 議案第 11 号 令和 5 年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

(開会 午前10時02分)

出席議員 (15名)

1番	小松穂波	議員	2番	高野佳男	議員
3番	清野和彦	議員	4番	笠原宏平	議員
5番	本橋貢	議員	6番	赤岩秀文	議員
7番	木村隆彦	議員	8番	小櫃市郎	議員
9番	黒澤克久	議員	10番	関根修	議員
11番	新井達男	議員	12番	四方田実	議員
13番	新井利朗	議員	15番	高橋耕也	議員
16番	猪野武雄	議員			

欠席議員 (1名)

14番 染野光谷 議員

説明のための出席者

北堀篤	管 理 者
大澤夕キ江	副 管 理 者
富田能成	理 事
柴崎勉	理 事
森真太郎	理 事
引間正人	監 査 委 員
野澤好博	事 務 局 長
新井常男	会 計 管 理 者
黒沢敬三	消 防 長
山中寛美	総 合 調 整 幹 兼 長
古屋敷光芳	水 道 局 長
宮城敏	事 務 局 次 長 兼 兼 長
	社 福 保 健 課 長
	会 計 課 長
新井守	消 防 本 部 次 長 兼 兼 監
	危 機 防 災 管 理 課 長
加藤好一	専 門 員 兼 総 務 課 長
黒沢武徳	専 門 員 兼 警 防 課 長

千	島		武	水道局次長兼 大滝・荒川事務所長
原	島		健	水道局次長兼浄水課長
本	峯	治	彦	管 理 課 長
濱	田	雅	之	契 約 検 査 課 長
関	根	み	どり	業 務 課 長
佐	宗	孝	幸	秩 父 ク リ ー ン 所 長
関	河		緑	秩 父 環 境 衛 生 所 長
新	井	好	弘	予 防 課 長
浅	見		仁	指 揮 統 制 第 2 課 長
八	木		修	経 営 企 画 課 長
井	上	昌	行	工 務 課 長
浅	見		修	横 瀬 事 務 所 長
浅	賀	進	二	皆 野 ・ 長 瀬 事 務 所 長
権	頭	義	典	西 秩 父 事 務 所 長

参考人として出席した者の職・氏名

大	森	圭	治	秩 父 市 環 境 部 長
溝	口	和	美	秩 父 市 環 境 部 秩 父 地 域 し 尿 処 理 事 業 広 域 化 準 備 室 長

職務のため出席した事務職員

千	嶋		浩	書 記 長
横	田		真 一	書 記

午前10時02分 開会

○開会・開議

議長（木村隆彦議員） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（木村隆彦議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（木村隆彦議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

16番 猪野武雄 議員

1番 小松穂波 議員

2番 高野佳男 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（木村隆彦議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から2月17日までの3日間とし、その日程はお手元に配付した日程案といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

○諸報告

議長（木村隆彦議員） 次に、諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

引間監査委員。

（引間正人監査委員登壇）

**引間正人監査委員** おはようございます。監査委員の引間でございます。地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、昨年10月から12月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、昨年12月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は12億1,193万5,140円、水道事業会計の残高は43億9,405万7,739円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

**議長（木村隆彦議員）** 以上で諸報告を終わります。

#### ○委員長報告

**議長（木村隆彦議員）** 次に、議会閉会中の審査事項として議会改革調査研究特別委員会に付託されております秩父広域市町村圏組合議会の組織、運営等に関する調査研究についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

黒澤克久議会改革調査研究特別委員長。

（議会改革調査研究特別委員会委員長 黒澤克久議員登壇）

**議会改革調査研究特別委員会委員長（黒澤克久議員）** おはようございます。議会改革調査研究特別委員長報告を行います。閉会中の継続審査として本委員会に付託されております議会の組織、運営等に係る調査研究の経過につきましてご報告申し上げます。

委員会は1月26日に開催し、11月議会定例会において中間報告いたしました大規模災害発生時における議会対応について、引き続き協議を行ったものです。これは、近年全国的に地震及び風水害等の大規模災害が多発している現状を鑑み、これら非常時における執行部と議会との連絡方法や議会機能を維持し、迅速な意思決定をするための対応を決めておく必要があるとの意見を集約し、今回議会災害対応ハンドブックとしてまとめたものでございます。

内容としては、大規模災害時における議会の危機管理体制の整備と災害対応の基本姿勢等の考え方をまとめた秩父広域市町村圏組合議会災害対応指針及びこれに基づき具体的な対策と行動方法をまとめた秩父広域市町村圏組合議会災害対応行動マニュアルの2段構成としております。

マニュアルのうち2、行動原則では震度5弱以上の地震が観測された場合、または風水害等による大規模な災害が発生し、組合を構成する市町において災害対策本部が設置された場合に、このマニュアルに基づき行動することを規定したものです。

3、行動基準では、災害発生日から翌日までの初動期と災害発生から2日目以降の初動期経過後に分けた対応としており、災害状況の調査を進める議員と執行部との情報の伝達方法等をまとめるとともに、国、県及び関係機関等に対する要望活動につなげるまでの流れを規定したものでございます。マニュアルの最後には、議員と執行部との連絡の流れをまとめた行動基準早見表を載せたものでございます。

本ハンドブックについては、本日令和5年2月15日から運用を開始するものとし、お手元に配付しておきましたので、後ほど御覧ください。

次に、本特別委員会は、令和2年7月議会定例会において組合発足から50年となる組合議会の組織運営等に関し調査研究を行うことを目的として設置され、これまで全17回開催し、議会機能強化に関する取組及び情報公開に関する取組等について改革を進めてきました。その主なものについて申し上げます。

まず、議場の変更についてでございます。組合議会については、組合の政策形成や事業の実施過程において重要な意思決定を行うものであり、議会での審議過程は圏域住民に対して広く開かれたものでなくてはなりません。このことから、しっかりと議会を公開することで、組合諸事業へのさらなる興味関心を圏域住民に持っていただくため、令和3年2月議会定例会から、立地的にも秩父広域圏内の中心にある秩父市議会の議場において組合議会を開催する改革をしたものです。

次に、会期日数の複数日開催について申し上げます。これは、適正な会期日数について協議をしたもので、平成28年度から組合に水道事業が統合されたことで、組合の一般会計及び水道事業会計全体の予算額が増加していること、さらには過去の定例会において時間延長をした実績を踏まえ、新年度予算の議案を審議する2月議会においては特に慎重審議するための時間を確保すべきということで意見が集約され、議場の変更と同じく、令和3年2月議会定例会から会期日数を複数日開催とすることとしたものです。

次に、秩父広域市町村圏組合議会傍聴規則の見直しについて申し上げます。これは、昭和45年に秩父広域市町村圏組合発足時に傍聴規則が制定され、現在までの当時の規定内容を踏襲していたことから、時代に即した表現に調整することや組合議会がより一層開かれたものとする内容の改正案を作成し、令和3年11月議会定例会に特別委員会からの提出議案として上程し、可決されたものでございます。

次に、常任委員会の在り方について申し上げます。現在常任委員会は、委員会の人事案件がある場合に開催されておりますが、議案を委員会に付託にし、審議することについて検討した結果、会期日程等を鑑み、現状の運営方法を維持することで意見を集約したものでございます。

次に、全員協議会の在り方について申し上げます。全員協議会は、現在重要事項の協議を行う場合や定例会の1週間前などに開催され、そこで執行部側から議案の概要説明や議会内部の調整等を行っております。この際に、執行部から行われる管理者提出議案の概要説明に対しては質問を行わな

いこととし、確認事項がある場合には議案調査として、それぞれの議員が全員協議会終了後に執行部と調整することで意見を集約したものでございます。

次に、議会運営委員会について申し上げます。議会運営委員会は、組合を構成する市町の議会において設置されており、組合においても委員会設置の必要性を協議しました。協議の結果、議会運営に係る定例的な事項については全員協議会で調整することとし、本議会の中で突発的に発生する事案への対応としては、議長から総務常任委員会に付託し、調査及び審査することで対応ができることから、議会運営委員会の設置は必要がない旨で意見を集約したものでございます。以上が主なものでございます。

秩父広域市町村圏組合議会改革調査研究特別委員会におきまして、一層開かれた議会を目指し、多くの検討事項を協議し、数々の議会改革を実現できました。特別委員会設置当初の目的である議会機能強化に関する取組においても、今回皆様へお配りいたしました議会災害対応ハンドブックの策定をもって一定の成果を挙げ、その役目を終えたことから、特別委員会を終結することで全委員の意見が一致したものでございます。何とぞ本委員会の決定について議員の皆様にご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わりといたします。

**議長（木村隆彦議員）** 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議会改革調査研究特別委員会については、委員長の報告のとおり、これをもって終結することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（木村隆彦議員）** 総員起立であります。

よって、議会改革調査研究特別委員会については、これをもって終結することに決しました。

#### ○議員提出議案の報告

**議長（木村隆彦議員）** 次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

#### ○議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（木村隆彦議員）** これより、議員提出議案第1号を議題といたします。

提出者に説明を求めます。

4番、笠原宏平議員。

(4番 笠原宏平議員登壇)

**4番(笠原宏平議員)** おはようございます。厚生衛生常任委員長の笠原でございます。議員提出議案第1号 秩父広域市町村圏組合議会委員会条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案理由といたしましては、秩父広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴い、新たにし尿の収集及び処理に関する事務が加わることから、常任委員会の所管について改正を行うものでございます。一部改正条例を御覧いただきますと、今回し尿処理事業が組合の一事務に加わるに当たり、規約改正の中で廃棄物の名称をごみと改めており、これに合わせる形で3の廃棄物の収集及び処理に関する事項をごみの収集及び処理に関する事項に改め、4にし尿の収集及び処理に関する事項を加えたものでございます。

議員の皆様におかれましては、議員提出議案にご賛同を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

**議長(木村隆彦議員)** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(木村隆彦議員)** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(木村隆彦議員)** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(木村隆彦議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(木村隆彦議員)** 総員起立であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員） 次に、議員提出議案第2号を議題といたします。

提出者に説明を求めます。

15番、高橋耕也議員。

（15番 高橋耕也議員登壇）

15番（高橋耕也議員） おはようございます。総務常任委員長の高橋耕也でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議員提出議案第2号 秩父広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例について説明させていただきます。

提案理由としましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律が令和3年5月19日に公布され、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが適用されることとなりました。地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る法律の対象となっていないこととの整合を図るため、地方公共団体の機関から除かれることとなりました。よって、本議会についても個人情報保護法の共通ルールと同様の個人情報保護制度とするため、本条例を制定するものです。

本条例は、第1条から第57条までで構成し、第1章、総則ではこの条例の目的、用語の定義、議会の責務を、第2章、個人情報等の取扱いでは個人情報の保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限を、第3章、個人情報ファイルでは議会が保有する個人情報の集合体である個人情報ファイルについて、一定の内容や件数を有するものは個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないことを規定しています。第4章、開示、訂正及び利用停止等では、第1節、開示において開示請求権、開示請求の手続、保有個人情報の開示義務、開示請求に対する措置、開示の実施等を、第2節、訂正において訂正請求権、訂正請求の手続、訂正請求に対する措置等を、第3節、利用停止において利用停止請求権、利用停止請求の手続、利用停止請求に対する措置等を、第4節、審査請求において審査会への諮問等を規定してございます。

また、第5章の雑則で適用除外、施行状況の公表等を規定するとともに、第6章の罰則では職員もしくは職員であった者、委託業務に従事する者等が正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき等について罰則を規定してございます。

なお、附則におきまして、本条例の施行日は令和5年4月1日としてございます。

議員の皆様におかれまして、提出議案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

議長（木村隆彦議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（木村隆彦議員） 総員起立であります。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

#### ○管理者提出議案の報告

議長（木村隆彦議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

#### ○管理者の挨拶

議長（木村隆彦議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 議員の皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。木村議長のお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきますと存じます。本日ここに秩父広域市町村圏組合2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

秩父地域が一丸となって取り組んでおります令和7年春に開催予定の第75回全国植樹祭でございますが、昨年12月7日に秩父ミュージックパークを主会場として開催されることが正式に決定されました。これまでの誘致活動におきまして多くの関係者の皆様にご尽力いただき、このたびの正式決定をいただくことができましたこと、この場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げたいと思

ます。ありがとうございます。

埼玉県では、昭和34年に寄居町金尾山で開催された第10回全国植樹祭以来66年ぶりの開催であり、全国植樹祭がここ秩父の地で天皇皇后両陛下をお迎えし、全国からたくさんの方々をお迎えしながら開催されますことは、大変喜ばしく、名誉なことであると思っております。秩父地域では、県内の森林面積の6割以上を有し、都市部とは清流、荒川でつながり、緑豊かな水源地であります。この植樹祭を通じて、一人一人が森林や緑に対する理解を深め、秩父の豊かな自然を未来の子供たちへつないでいく活動へ広がるよう取り組んでまいります。地域全体で全国からのお客様をおもてなしの心でお迎えし、秩父の魅力ある歴史や文化等に触れていただき、参加される方々の心に残るような植樹祭となるよう、秩父市としても小鹿野町とともに秩父地域1市4町が一丸となって準備を進めてまいりますので、引き続き議員の皆様のご協力をお願いいたします。

次に、平成28年度の事業等統合から7年が経過し、広域化整備も佳境を迎えている水道事業につきましては、当初の事業計画に対し、令和3年7月に時点修正を実施いたしました。令和5年度の予算策定におきましても、将来の住民負担の軽減を目的とした事業内容の見直しを指示させていただき、安心して安全な水道をいかに皆様のご家庭にお届けできるかを検討しておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

また、本年4月から始まるし尿処理の事業統合につきましては、広域化準備室を中心に、現在市町と連携を図りながら統合に向けた最終調整を行っておりますが、滞りなくスタートが切れますように議員の皆様のご理解とご協力をお願いするものでございます。

それでは、本日執行部でご提案いたします議案の概要についてご説明をさせていただきます。本定例会でご審議いただきます議案は11件でございます。

まず、議案第1号の秩父広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例につきましては、国においてデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、令和5年4月1日からこの法に基づく個人情報保護制度の運用となることから、法の施行に関し必要な事項を定めた法施行条例を制定したいものでございます。

議案第2号の秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例につきましては、議案第1号と関連するものであり、個人情報の保護に関する法律の改正及び法の施行条例の制定に伴い、関係する諸条項について所要の改正を行いたいものでございます。

議案第3号の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び埼玉県の人事委員会の勧告に準じて、給料表及び勤勉手当の支給率の改正をしたいため、所要の改正を行いたいものでございます。

議案第4号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることにより、定年引上げに関し、関係条例について所要の改正を

したいものでございます。

議案第5号の秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、新たにし尿処理の事業に関する事務を共同処理することに伴い、関係条例について所要の改正をしたいものでございます。

議案第6号の秩父広域市町村圏組合し尿処理施設条例につきましては、議案第5号と同様、し尿処理事業に関する事務を共同処理することに伴い、組合に移管されるし尿処理施設の設置について条例を制定したいものでございます。

議案第7号の秩父広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、職員の定年年齢が順次引き上げられることや、し尿処理事業が統合されることにより職員の増加が見込まれることから、職員の定数管理を適切に行うため、事務局及び消防本部、消防署の職員定数について改正したいものでございます。

次に、議案第8号の令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）につきましては、歳入では使用料及び手数料、諸収入の増額と事業費の確定に伴う組合債の減額を行い、歳出では給与改定等に伴う人件費の増額と事業費の確定により増額の補正等を行いたいものでございます。

議案第9号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）につきましては、収支の適正化を図るため、可能な限り予算額の見直しを実施するとともに、建設改良費について、請負差金による不用額の減額等の補正を行いたいものでございます。

議案第10号は、令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算でございます。令和5年度から新たにし尿処理事業が組合事業に統合されるため、本予算案にし尿処理事業の経費を計上し、令和5年度の予算総額は39億1,550万6,000円を計上させていただきました。前年度予算額に対して6億4,144万9,000円の増額となっております。令和5年度では、主要事業として救助工作車の整備事業を位置づけておるところでございます。

議案第11号は、令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算でございます。収益的収入及び支出の予定額を、収入額33億8,307万4,000円とし、支出額31億9,888万2,000円とするとともに、資本的収入及び支出の予定額を、収入額37億2,945万2,000円とし、支出額58億6,188万円とする予算を計上させていただきました。

なお、令和5年度の生活基盤施設耐震化等補助金予定事業につきましては、広域化事業35事業、運営基盤事業28事業を予定しておるところでございます。

以上、議案の概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当者から説明をさせていただきますので、ご審議のほど、またご可決賜りますようお願いを申し上げ、議員各位におかれましては市、町の3月の議会も控えており、公務ご多忙の折とは存じますが、健康に十分ご留意をいただき、地域の発展のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、管理者としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○一般質問

**議長（木村隆彦議員）** これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告書一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに、特にご留意くださいますようお願いいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

3番、清野和彦議員。

（3番 清野和彦議員登壇）

**3番（清野和彦議員）** 皆様、こんにちは。秩父市議会から選出の3番、清野和彦です。

議場へ傍聴にお越しの皆様、組合の事業に関心をしていただきまして誠にありがとうございます。100年先の秩父地域が人々が暮らし続けることができる地域であり続けるために、今私たちはどのような選択をすることが望まれるのでしょうか。未来に向けて恐れずに真剣に向き合うことが、目の前にある課題を超えていく力になると信じております。

それでは、通告に従い、質問に移らせていただきます。

大きな1番、未来に向けた持続可能な水道事業について。私たちの暮らす秩父地域を未来においても暮らし続けられる地域として維持していくために、国家百年の計に倣い、秩父百年の計の覚悟を持って、人々が生活を営む上で最重要のインフラである水道事業、水供給事業に取り組むことが肝要であると考えます。

未来に向けての水道事業の持続可能な運営にとってのリスクに、人口の減少があります。秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）によれば、秩父地域の給水人口は令和元年度の実績である9万3,503人と比較して令和17年、2035年には約23%減の約7万2,000人、令和47年、2065年には約58%減の約3万9,000人という予測となっており、1日平均給水量の推計でも、令和元年度の実績3万9,776立方メートル毎日と比較して、令和17年度には約30%減の約2万8,000立方メートル／日、令和47年度には約53%減の約1万9,000立方メートル／日という予測となっています。つまり今から40年後には、秩父地域の水道利用者は半減し、給水される水量も半減するという予測となっています。水道の使用料が減り、人口減少などで水道収入が減少する一方で、施設の老朽化などによる更新コストの増大が予測され、さらには水道の安全で安定的な供給を支えている人材や技術にとっても、職員の減少や技術力の低下のリスクがあります。そういったリスクを回避するために、平成28年度より我々秩父地域では、秩父広域市町村圏組合による広域の水道事業が経営されており、さきに挙げた基本構想では、その技術基盤に関する取組における施設整備時計画として、施設整備と統廃合、基幹管路の整備、経年施設の更新、重要施設等の更新が挙げられています。広域化による事業

の再構築により、経費の節減が期待できます。しかし、水道事業はサービスの提供のために巨大な装置を要する、いわゆる装置産業であるため、一定の材料費、施工費、労務費、維持管理費などは今後もかかり続けます。

さきの令和4年7月の組合議会定例会にて確認させていただいたように、秩父地域の水道事業における最大の課題は、地域全体の人口減少にどのように対処していくかと、山間地域への給水をどのように確保、維持できるかであります。この秩父地域の水供給事業の未来に向けては、広域化による大規模集約型の手法と併せて、従来の水道に対して水点、水の点と書きますけれども、水点と呼べるような小規模水道、独立型水道における先進的技術の導入といった小規模分散型の手法の積極的な活用が求められるのではないのでしょうか。例えば小規模分散型の水供給を支える技術として紫外線発光ダイオード、UV LED技術を備えた分散型施設があります。UV LEDは装置設計の自由度が高く、小型で形状の複雑な装置が作りやすい、またLEDは従来の紫外線光源と違って水銀を含まないため、万一破損しても水銀漏れのリスクがなく、廃棄もしやすいといった有効性があります。小規模分散型給水システムへのUV LEDの導入については、静岡市内や宮崎県内で実証実験が行われ、有効性が認められています。

また、東京都利島村、これは島のほうの村です、利島村は民間の小規模分散型水循環システムを開発する事業者、通信事業者、エネルギー事業者を含む4社で利島村の水問題を解決するために新たな水供給システムの構築に向けたオフグリッド化された住環境の検証に係る合意書を締結しました。この小規模分散型水循環システムは、排水を欠かさず回収し、膜処理、生物処理、殺菌処理などにより再生し、安全に循環利用することができるシステムです。千葉県富津市では、同様の技術を用いて給水人口29名の簡易水道施設の改修及び実証実験の事業に取り組むとのこと。この事業は、魅力的な中山間地域の実現に向けたデジタル技術を用いた小規模分散型水インフラの整備事業という名称で、市内の中山間地域の集落において使用している簡易水道についてAI、先進化技術を用いた小規模分散型水インフラ設備を整備し、水源、水質、管理負荷の軽減等を図る事業であり、この財源はデジタル田園都市国家構想推進交付金、タイプワンが活用されているようです。

このように水点と呼べるような小規模分散型の給水を支える技術は開発され始めており、従来の水道事業における大規模集約型のインフラと分散型インフラ双方の長所を生かした持続可能な水インフラの柔軟な構築が望まれると考えます。その際には、分散型の処理をインフラの一種として社会的に認知すること、集約型と分散型のベストミックスの検討、住民と行政の責任の境界、行政のコミットの在り方などを検討していく必要があるでしょう。未来に向けた持続可能な水供給事業に向けて、大規模集中型の手法と小規模分散型の手法の掛け合わせを地域主導で企画し、いかに経営を行うかについて、組合として将来どのような姿を目指していくことが望ましいと考えるかお考えを伺います。

大きな2番です。廃棄物の収集及び処理におけるDX推進について。水道事業と併せて、秩父地

域を住み続けられる地域として将来にわたって維持していくのに必要不可欠な事業に廃棄物の収集及び処理があります。人口が減少していく社会の中で、今までと同じ手法だけでは、将来この廃棄物の収集及び処理についても維持していくことが困難になるのではないかというような危機感を持っております。

このような危機を新たな挑戦の機会へ変える鍵がデジタル技術を活用し、住民の利便性や行政サービス向上を目指す自治体DX、デジタルトランスフォーメーションにあるのではないのでしょうか。例えばIoT、インターネット オブシングスもののインターネットの技術は、廃棄物関連の分野においても導入され始めています。神奈川県藤沢市では、センサーつきのごみ収集車によって作業を効率化する取組が行われています。藤沢市を含む湘南地域ではスマートシティ化に取り組んでおり、ごみの減量化に向けてごみ収集車の車体後部にドライブレコーダーを設置し、映像から各収集所に捨てられているごみの量を計算することによって、ごみの総量だけではなく、収集地域ごとの収集地区ごとの量が把握できるようになりました。あらかじめ各地区のごみの量が推測できるので、巡回ルートが最適化され、収集時間が削減でき、最終的に業務の効率化が期待できます。また、国勢調査のデータと組み合わせることで、どのような住民がいつ、どの種類のごみをどれくらいの量排出するかを分析することができ、これらのデータをごみ収集業務の効率化に活用することが期待されています。

神奈川県座間市では、GPS技術によりごみ収集所の位置と収集状況がタブレットにリアルタイムで表示されるシステムを導入することで、限られた人員などの清掃リソースを有効に活用し、手隙となったマンパワーを資源循環の取組の強化に振り分けています。また、住民の皆様のごみ出しの利便性の向上に資するようなスマートフォンアプリの導入は全国で既に進んでいます。

埼玉県内でも、自治体によるごみ分別アプリが活用されており、地区ごとのごみカレンダーやそれぞれのごみの出し方の説明、よくある質問への回答、資源ごみなどの拠点回収場所などが手軽に調べられるごみ関連マップ、廃棄物処理に関する補助金情報などが簡単に見ることができます。アプリの活用により、住民の皆様からのごみ出しに関する問合せなどが減り、事業の効率化に貢献することが予想されます。廃棄物の関連分野におけるデジタル化の推進は、遠い未来の話ではなく、将来を見据えた事業の推進に向けて、今現在において向かい合うことがふさわしいテーマであると考えます。廃棄物の収集及び処理事業におけるDXの推進について、組合としてはどのような姿を目指すことが望ましいと考えるか伺います。

最後に、大きな3番です。救急出動への対応について。秩父地域のお住まいの皆様のために、日夜ご尽力をいただいております秩父消防本部の皆様にご心より御礼を申し上げます。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全国的に消防隊員の皆様の緊急出動が大変増えていることが報道されており、埼玉県内でも同様の状況であると認識しております。そのような中で、令和5年1月25日付で、消防庁は適切な労務管理を通じて救急隊員の負担軽減を求める救急隊員の適正

な労務管理の徹底についての通知を全国の消防に出したとのこと。地域住民の皆様の安心安全な暮らしを支える秩父消防本部の職員の皆様におかれましても、救急出動の増加に対して適切な対応を取っていただくことが願いであります。

質問ですが、秩父消防本部における救急出動の現状と出動隊員への手当や対応の現状について教えてください。また、秩父消防本部としては救急出動への対応についてどのような姿を目指していくことが望ましいと考えるか伺います。

壇上からの質問は以上になります。再質問は質問台にて行わせていただきます。

**議長（木村隆彦議員）** 一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

**議長（木村隆彦議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、清野和彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

水道局長。

（古屋敷光芳水道局長登壇）

**古屋敷光芳水道局長** 清野議員からのご質問1、未来に向けた持続可能な水道事業について、（1）、将来においても秩父地域の水道事業を持続可能な形で経営するための仕組みや技術についての望ましい姿についてお答えさせていただきます。

秩父地域の水道事業は、平成28年4月、それまで1市2町1組合でそれぞれ実施されてまいりました。水道事業を統合し、現在の水道局が成立することに至りました。この取組は、平成26年度に策定され、令和3年度時点修正を実施いたしました秩父地域水道事業広域化基本構想により進められている取組でございまして、秩父地域の将来の人口予測、水需要予測等を基に50年先の水道事業のあるべき姿を検討し、浄水場の統廃合や配水計画の再編を行い、経営基盤の強化、効率化を進めることを目的としたものでございます。

現在水道局では、統合により交付されることになりました補助金を財源として、令和7年度末を目途に市町の垣根を越えた広域化整備を実施し、来る人口減少社会への備えを行っているところでございます。この整備事業につきましては、まさに今後秩父地域の水道事業を持続可能な形で運営するための大規模集中型の配水の仕組みであり、将来において重要な屋台骨になるものと考えております。

また、一方で昨年11月定例会において清野議員のご質問にお答えさせていただきましたとおり、秩父地域においては、山間地域における水道施設の管理運営を人口減少が進む中でいかに継続でき

るか、どのような形で存続させるかは大きな課題であると認識しております。水道局といたしましては、最新技術の導入や地域の実情に見合ったダウンサイジングを行うことにより、山間地における独立分散型の水道施設を存続させることを検討しております。参考ではございますが、今後整備を予定しております小鹿野地域でございます小規模浄水場の更新におきましては、これまでの設置型の浄水施設に代え、ポータブル式でなおかつ大変小規模で、導入コスト等の削減が期待できる浄水設備の導入を進めているところでございます。

なお、ポータブル式としましたのは、その地域で必要なくなった場合、また別の地域において災害時における緊急用の浄水施設として引き続き運用ができる可能性を見据えたものでございます。このように最新技術の導入と将来の人口予測を判断し、安定給水と無駄のない施設投資の両立を行うべきと考えておるところでございます。

また、昨年からの社会情勢の急激な変化は、水道事業において予想外の電気料金の高騰、工事資材の高騰など、経営を圧迫する要因となっております。このような状況下におきましては、その時々に応じた定期的な投資計画の見直しと財政計画の見直し、料金見直しを実施し、柔軟な事業の遂行を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

**議長（木村隆彦議員）** 事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

**野澤好博事務局長** 清野議員のご質問のうち、2の廃棄物の収集及び処理におけるDX推進についてお答えをいたします。

先進的な他の自治体におきましては、ごみの収集日や出し方、分別方法等ごみに関する様々な情報を確認することができるスマートフォンアプリを導入した例やごみの分別に慣れない外国人世帯の方にも対応した多言語対応のごみ分別スマートフォンアプリを導入した例、また議員からもご紹介のありました藤沢市などの例では、民間事業者や大学などと連携し、ごみ収集におけるDX事業の実証実験等が行われている事例があるようでございます。

当組合でも、過去には住民サービスとしてごみの分別や収集に関し情報提供を行うため、スマートフォンアプリの導入を検討した結果、経費削減のため導入を見送ったこともございますが、将来を見据えますと、秩父地域でも人口減少や少子高齢化により持続可能な住民サービス提供への懸念が増しており、住民の皆様が安心して安全な秩父に住み続けるために、ごみ収集事業においても、例えばごみの量やごみの出し方などのパターンをデータ解析し、収集経路や収集回数の削減など、DXを推進することにより効率的な事業展開が可能となってくると思われます。

なお、収集業務につきましては業者へ委託しておりますので、費用対効果を考慮し、業者との協議の中で、組合としましても今後住民サービス向上のため、まずは秩父地域での導入の可能性も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 消防長。

（黒沢敬三消防長登壇）

黒沢敬三消防長 清野議員のご質問3、（1）、昨今全国的に急増している救急出動への秩父地域での対応の現状についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和4年中における救急出動件数の速報値が多く地域で過去最多を更新しました。当消防本部においても、令和4年中における救急出動件数は5,239件となり、令和3年と比較し742件増加し、過去最多となりました。これらの要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び熱中症による出動が大きく影響しているものと考えます。新型コロナウイルス感染症関連の救急出動は、令和3年の150件から403件へ、熱中症による救急出動も令和3年の49件から96件といずれも大きく増加をいたしました。

また、搬送人員に占める圏域内の高齢者割合も73%と高く、過去5年間は増加傾向にあることから、救急出動における高齢者の搬送比率はしばらく増加することが推測されます。当消防本部の救急体制につきましては、予備救急車2台を含む11台の救急車を専属救急隊及び兼任救急隊の計9隊で運用し、搬送人員の約74%を管内の救急告示病院で受け入れていただいております。

昨年の当消防本部における新型コロナウイルス感染症に関連した救急出動では、収容先医療機関が見つからないことにより、現場滞在時間が長くなる搬送困難事案が104件と過去最多となりました。このことから、救急活動時間の延長による隊員への負担軽減のため、出動件数及び長時間活動を考慮した出動隊員の交代等を積極的に行うことにより、疲労軽減と事故防止に努めております。

また、救急要請が重なり、管内の救急車が出払った状況となった際には、毎日勤務者である本部職員等が救急隊として予備救急車を運用し、対応しております。

救急出動においては、秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例のほか新型コロナウイルス感染症に関連した搬送では、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき手当の支給が行われております。当消防本部では、秩父地域における少子高齢化による人口減少を見据え、今後の救急出動件数等統計データから試算したところ、令和17年頃までは4,000件台で推移することが見込まれました。新型コロナウイルス感染症が今後5類感染症へ移行されても、流行期には一時的に救急搬送体制が逼迫することが考えられますが、限られた人員及び車両、資器材を最大限に活用し、住民サービスの低下を招かぬよう対応してまいりたいと考えております。

また、昨今の全国的な救急出動件数の増加につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響のみならず、緊急性のない通院や入院時のタクシー代わりなど、安易な判断による救急要請も要因と考えられております。当消防本部といたしましては、救急車の適正利用への広報等を積極的に行い、救急車を本当に必要としている方のために利用できる環境づくりと隊員への負担軽減のため、引き

続き住民への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（木村隆彦議員）** 3番、清野和彦議員。

**3番（清野和彦議員）** 各般にわたり、どうもありがとうございました。

それでは、確認などしていきたいと思います。まず、水道についてですけれども、局長、どうもありがとうございました。お話の中で、そもそもこの今の広域水道に関するビジョンというのは、50年後、秩父地域の水道事業を維持するためのものとしてできているというお話がございました。私も改めて今回ビジョンを読ませていただいたのですけれども、本当いろんなことを考えた上で決断をされて、水道の広域化に進んでいったのだなということが分かりました。

そんな中で、やはりかなり厳しい人口予測と給水予測があるというところで、それも含めてのビジョンになっているわけですが、やはり私も今回改めてビジョンを読ませていただいて感じたことは、広域化というのは一つの道として、これは絶対進めるべきだと、私も見て思いました。それと併せて、やはり先ほども局長もありましたが、山間地域の水道をどういうふうに維持するかということが必ず、今もありますけれども、より直面するテーマとして出てくるのではないかなと思いました。そういったときに、今と同じようなシステムや装置を続けて使うということは、そのままそれが利用料に返ってこざるを得ないというところがありますので、そういったところで、今回は一つその今までとパラダイムを変えるというか、一つのやり方も、考え方も変えていくということも含めてどんな可能性があるのだろうかということと一緒に考えたいという気持ちで質問をさせていただきました。

その中で、先ほど山間地の給水を維持するための技術の採用であったりとか、ダウンサイジングという話がありましたし、具体的にはありましたが、小鹿野町で今後小規模な分散型の水道を維持するためにポータブル式の装置を導入するということがありました。ぜひ様々な技術があると思いますし、どんどんこういった分散型技術というのは進んでいくと思うのです。ですので、ぜひこの小鹿野町の事例を皮切りに、秩父地域の山間地域の給水が将来も維持できるようにご努力いただければというふうに心から願う次第です。私も引き続き情報などどんどん収集して、提案ができればと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。こちらについては、再質問ございません。

ごみについてですね、廃棄物の収集について。局長、どうもありがとうございました。以前この秩父地域でも、スマホアプリの導入の検討をされたということがありました。先ほどまた局長からは、やはりこのデジタル化によって、私も改めて勉強して思ったのは、データをどう活用するかということがとても大事かと思うのです。それをデータを活用することによって効率化をさせて、限られた資源を集中的に投下するというのが、やはりデジタル化の本来の目的なのかなというふうに思っています。そういった意味で、先ほど局長からもデータ分析などDXを推進することというようなお話もありましたので、ぜひ、現実的になかなかこれはお金のかかることではあります。た

だ、お金はかかるのですけれども、もしかしたら将来的なコストを考えると、なるべく早くこういったものに着手していくほうが持続可能な廃棄物処理を維持できるのではないかなという考えもありますので、ぜひそこを図っていただいて、考えていただければと思います。

また、もう一点ですが、先ほどスマホアプリの件がありましたが、これはかなり近隣の自治体でも始まっているようです。私も早速1つ、秩父ではないのですけれども、ほかの地域のアプリ入れてみました。このスマートフォンというのは、もちろん持っている方、持っていない方というのはいらっしゃると思うのです。ただ、確実にこのスマホの利用者というのは増えていきますし、インターネットで情報を取る方というのは年齢層問わず増えているというデータが総務省で出ておりますので、ぜひ改めてこのアプリについては、導入コストの関係はあると思うのですが、以前よりは多分かなり導入コストも下がっているのではないかなと思います。汎用性が高くなっていると思いますので、ぜひ改めて検討いただきたいと思うのですけれども、この辺りについて今後の再検討はあるのか、ちょっと局長にお考えを伺いたいと思います。

**議長（木村隆彦議員）** 事務局長。

**野澤好博事務局長** ただいま清野議員からの再質問でございますけれども、スマートフォンアプリにつきましては、非常に便利な機能を備えておりますので、今後、一度検討させていただいて、費用対効果の面でまだちょっと導入には早いということで見送った経緯がございますので、今後秩父地域に合った形でのスマートフォンアプリの導入の検討は進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

**議長（木村隆彦議員）** 3番、清野和彦議員。

**3番（清野和彦議員）** ありがとうございます。先ほどデジタル田園都市国家構想の話も別のテーマでありましたけれども、国全体、この地方都市においてもデジタルの力で人々に力を与えて、新しい社会を創っていくという動きが出ております。そういった中で、このアプリについてもファーストステップとしてとても大事かと思っております。だんだん収集業務の核心に迫るような技術もあるかと思っておりますが、まずはできることからデジタルを導入していくという形をぜひお願いしたく存じます。こちらについては再質問は以上になります。

最後ですね。消防長、どうもありがとうございます。本当に、思いのほかこのコロナというのが長引いておりまして、そして先ほどお話聞きますと、令和3年よりも令和4年のほうがさらに大きくこの救急出動が増えているというところで、本当にご尽力いただいていると思います。隊員の皆様に心から御礼を申し上げます。

そういった中で、既に消防庁からの通知もありましたが、秩父消防本部としても様々な取組をしていただいているというところで、本当にありがたく感じておりますし、手当等もされているということで了解いたしました。そして、先ほど将来推計が出ましたけれども、令和17年ぐらいまでは4,000件ぐらいで続くのではないかと、つまり人口の割合やそういったところから予測すると、高齢

者の方々の搬送が増えているというところで、まだまだ今のような状況が、もしコロナが収束したとしても、逼迫した状況が起り得るとというのが消防長の認識だと思います。ぜひ必要な人員であったりとか措置については、これは命に関わることでもありますので、組合全体としてのテーマでもあると思いますし、組合議会のほうでも認識を深めていくべきかなと思いました。大変勉強になりました。

また、もう一点、救急車の適正利用のことがありましたが、これは本当に昨今テーマになっていると認識していますし、こちらも様々な媒体であったりとか、議員自身も自分たちがそういうことを啓発していくというような役割もあるのかなと感じました。そういった面で、また本当に厳しい局面は続くかと思うのですけれども、ぜひ適切にご対処いただければと思います。こちらに関しては再質問はございません。どうもありがとうございます。

そして、最後なのですけれども、管理者に伺いたいことがございます。今回水道の将来の持続可能な運営であったりとか廃棄物のDX化、また救急出動の現状などを確認させていただきましたけれども、管理者として、今回扱ったテーマについてこういったことが重要ではないかとか、こういうことが秩父地域では必要ではないかというお考えがあれば伺いたいと思います。よろしくお願います。

議長（木村隆彦議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 清野議員の私に対する再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目におきまして、未来に向けた持続可能な水道事業ということでご質問いただきました。まず、水道事業につきましては、現在進めております基本構想、それに付随いたします基本計画に基づき、将来の給水人口の減少、そしてまた水需要の減少を踏まえた上で、無駄のない施設整備を継続して実施すべきと考えております。広域化により、施設整備の有効活用とともに推し進めてまいりたいと存じます。

また、水道を使う人、使用者はこれから減少していくことは確実でございます。中でもご指摘をいただきましたように、山間地域における水道の問題は現在でも大変問題視されている、私自身も問題だというふうに思っております。また、それにつきましてはクローズアップされている問題ではないかと思っております。またその中で大変この高齢者の方が山間地域でお過ごしのこと、そしてまた人口が少ないというところで、その中で過ごしている方たちに将来どういうふうに水の需要を供給していくかということがあります。特にこれは全てにおいて言われることなのですが、共通している問題は人口減少なのです。人口減少になりますと、当然水需要もありますし、ごみの問題もありますし、出動は高齢者の問題が増加していくと救急の出動回数が増えていくという、これは全て人口の統計に出てくると、影響があるというふうに思っております。

また、水道局長からもお話はさせていただきましたように、また山間地域で水が不足した場合は

給水方式とか、あるいは昔でいう簡易水道方式とか、そういったもの等を広域的にやることと、それから今申し上げましたように3つの方法があると思っております。そういうことを考えながら、基本的にはこれからの人口統計を見て、そしてまた需要者、水の需要の人たち、利用する人たちがどういう場所でどのぐらいの人たちが住んでいるのか。そういったところに対して、ではどういふふう、地形もありますし、水の需要を供給をしていくのかということ、課題を全てが一律ではなくて、やはり状況と環境によって供給体制を整えていくということが大事だというふう、局長、水道局のほうにも指示をしてございます。まさに将来に向けた投資でもございますし、逆に将来に負を残すことのないようにしていかなければいけないということでございます。

2つ目なのですが、廃棄物問題については、DXについてお答えをさせていただきたいと思っております。ご承知のとおり、秩父地域は人口減少、少子高齢化の課題に直面をしております、先ほど申し上げましたようにごみの収集、住民生活に直接影響のある事業についてはサービスの質を落とすことなく、将来的に持続可能なものといたしまして考えていかなければいけないというふうに思っております。

その中で、一つのツールとしてDXの推進は必要であると考えております。でも、DXが全て物事を解決するわけではございませんので、やはりその辺はアナログとデジタルと併用しながら取り組んでいくことも必要だというふうに思っております。

また、秩父市においても、横瀬町と共同でデジタル田園都市国家構想の推進交付金につきまして、昨年の6月に応募が採択され、この中で提案したドローンによる緊急物資の配送の取組を昨年9月に中津川で、ご承知のとおり崩落事故がありまして、取り残された方々は今でも6世帯6名の方がそこに住んでいらっしゃる、そこに配送をしている事業もございます。そういったことの中での取組の一環としましても、廃棄物に限らず今度は消防、救急、水道の各分野で、またこのデジタルの推進は住民サービスの向上が大事だというふうに考えております。

そういう中で、ドローンによりまして、通常の通信業務ですとなかなかドローンが活用できなかったということで、そういう意味では1社当初あったのですが、その当初にはちょっとなかなかできなかったということで、次の業者をお願いをいたしまして、スターリンクというのご承知だと思いますが、その衛星通信を使って、今全国で初めてそれが配送が可能となりました。それはご承知だというふうに思いますが、そういったこともこれからの時代に活用していきながら、地域が孤立することなく、また不便をすることなく公共の事業として貢献できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

そして、また3つ目なのですが、消防行政につきましても全国的に救急活動がございまして、先ほど消防長からお話がありましたように、コロナの関係もございまして、出動件数が異常に多くなったと。また、これからの人口推計を見ますと、高齢者がだんだん、だんだん多くなっていく。その中では出動する回数、また救急ができるリスクというのが大変多くなっていくかと思っております。

ます。そういう意味では、消防行政というのは特に備えとして、この出動件数が少なくなることで、私どもでもそれが希望でございまして、それだけ地域が安定して急患が、救急車の出動が少なくなることによって、その地域の人たちが安心して健康で過ごせるということがありますので、そういったことも含めて健康管理を十分にさせていただきながら、1市4町がそれぞれ地域の人たちが健康で長生きができる環境づくりも必要かというふうに思っております。そういうことを考えながら、救急患者が多くなってきた場合については迅速に対応できるように、消防行政も整えていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

**議長（木村隆彦議員）** 3番、清野和彦議員。

**3番（清野和彦議員）** 管理者、各般にわたりどうもありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

**議長（木村隆彦議員）** 3番、清野和彦議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議案第1号及び議案第2号一括上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（木村隆彦議員）** これより議案審議に入ります。

議案第1号と議案第2号を一括して議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

**野澤好博事務局長** 議案第1号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例及び議案第2号 秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例につきまして、関連がございますので、併せて提案理由のご説明を申し上げます。

秩父広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例につきましては、議員提出議案第2号の秩父広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の提案理由にありましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、個人情報保護制度の見直しがされ、令和5年4月1日から法に基づく個人情報保護制度の運用となることから、法の中で条例で定めなければならないとされた事項等を法施行条例として制定するものでございます。

また、秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正並びに秩父広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例及び秩父広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、当該審査会条例についても関係する条項について所要の改正を行うものでございます。

議案書の1ページをお開きください。まず、第1号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例でございますが、第1条では法の施行に関し必要な事項を定める、この条例の趣旨を規定するものでございます。

第2条は用語の定義を、第3条は個人情報取扱事務の届出について、第4条は保有個人情報の開示請求に係る手数料を規定しており、第1項で手数料は無料とし、第2項では写しの交付に要する費用や郵送料等の実費は開示を受ける者の負担とすることを規定とするものでございます。

第5条は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認められるときは、秩父広域市町村圏組合情報公開個人情報保護審査会に諮問することができる規定を設けるものでございます。

なお、附則の第1条において、本条例の施行日は令和5年4月1日からと定め、附則第2条において本施行条例の施行に伴い、秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例を廃止することを定めるものでございます。

附則第3条は、秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例廃止に伴う経過措置を設けるもので、第1項は廃止前の秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例において個人情報を取り扱った者に対する義務について、第2項は旧条例によりなされた個人情報取扱事務の届出等について、第3項は開示請求等の手続について、いずれも従前の例とすることを規定するものでございます。第4項から第6項までは、旧条例における個人情報の取扱いに係る罰則について定めるものです。

第4条では、旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その執行後もなお従前の例によるものとしてございます。

次に、議案第2号 秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例でございますが、議案第2号参考資料の秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表を御覧ください。第1条の設置では、秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会設置の根拠について、秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律、秩父広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例及び秩父広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例に改正をするもので、第2条の定義及び第3条の掌握事務でも、秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例に基づくとされていた規定を個人情報の保護に関する法律、秩父広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例及び秩父広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例に基づく規定に改正をするものでございます。

なお、附則におきまして、本条例の施行期日は令和5年4月1日からとしてございます。

以上で議案第1号及び第2号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（木村隆彦議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(木村隆彦議員)** 質疑なしと認めます。

以上で議案1号及び議案第2号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議題となっております2件の議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(木村隆彦議員)** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(木村隆彦議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

まず、議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(木村隆彦議員)** 総員起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(木村隆彦議員)** 総員起立であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(木村隆彦議員)** 次に、議案第3号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

**野澤好博事務局長** 議案第3号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、提案理由にもございますとおり、埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員に係る勤勉手当の支給率及び給料表の改定をしたいため、本条例の改正をしたいものでございます。

まず、改正条例の第1条につきましては、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合は、現在6月期、12月期合わせて年100分の190となっておりますが、これを100分の10引き上げて、年100分の200に、また再任用職員の勤勉手当の支給割合は年100分の90から、こちらは100分の5引き上げて、年100分の95としたものでございます。

次に、給料表の改正につきましては、1級の高校卒の初任給を4,000円、大学卒を3,000円引き上げ、若年層を中心に改定を行い、組合職員の平均で0.41%の改定をしたいものでございます。

議案第3号参考資料、第1条関係、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の新旧対照表を御覧願います。ただいま申し上げましたように、年間の勤勉手当の支給割合を引き上げるため、第16条の7の規定の一部を改め、令和4年度の支給割合を12月期の勤勉手当で調整し、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を100分の95から100分の105に、再任用職員の支給割合を100分の45から100分の50としたいものでございます。給料表につきましては、ただいま説明いたしました改定額、改定率による改正をしたいものでございます。

次に、新旧対照表の7ページ目になりますが、第2条関係を御覧願います。改正条例の第2条では、勤勉手当について令和5年度以降の勤勉手当の支給割合を6月期、12月期とも同率とし、再任用職員以外の職員については100分の100、再任用職員については100分の47.5としたいものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行することとしますが、第2条の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定による改正後の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の規定は令和4年4月1日から適用したいものでございます。

以上で議案第3号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（木村隆彦議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(木村隆彦議員)** 総員起立であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(木村隆彦議員)** 次に、議案第4号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

**野澤好博事務局長** 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

この条例につきましては、お手元の議案第4号参考資料の2を御覧いただき、こちらでご説明をさせていただきます。参考資料の1ページを御覧ください。まず、この条例でございますが、1、提案理由でございますように、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行に伴い、職員の定年年齢を段階的に引き上げるほか、管理職として勤務する上限年齢を定める管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制度等が導入されるため、関係する条例の一部を改正または廃止するものでございます。

それでは、具体的な改正内容につきましてご説明いたします。参考資料1ページの2、法改正の内容を御覧ください。まず、(1)、定年の段階的な引上げについてご説明いたします。現行では60歳となっております定年年齢を令和5年度に61歳とし、これ以降2年置きに1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳とするものでございます。このため、この定年を引き上げる期間は定年退職者がいる年度としない年度が隔年で生じることとなるものでございます。

次に、(2)、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入についてご説明いたします。これは組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職手当の支給対象の職員、つまり管理職として勤務できる上限の年齢を原則として60歳とするものでございます。これに伴い、管理職として勤務する職員は、60歳に達した日以後の最初の4月1日に管理職以外の職に降任することとなります。

なお、職務の特殊性や欠員補充の困難性がある等の職につきましては、役職定年制の適用を除外することや別の上限年齢を定めること等ができるものとされております。

次に、2ページを御覧ください。(3)、定年前再任用短時間勤務制の導入につきましてご説明い

たします。このたびの定年引上げによりまして、制度完成後は原則として65歳までフルタイム勤務で勤務することとなりますが、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員について、本人の意向を踏まえて短時間勤務の職に再任用する制度でございます。この制度の任期は、本来の定年退職に相当する日まででございます。勤務時間や給与の仕組み等につきましては、現行の再任用短時間勤務職員と同様でございます。

なお、法改正により現行の再任用制度は廃止となりますが、先ほどご説明いたしました定年年齢が段階的に引き上げられる令和13年度末までの期間につきましては、経過措置としまして暫定再任用制度が設けられ、定年退職後から65歳までの間において現行と同様の仕組みで再任用するものがございます。

次に、(4)、情報提供・意思確認制度の実施についてご説明いたします。この制度は、職員が59歳に達する年度に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以降の勤務の意思を確認するものがございます。

次に、(5)、給料に関する措置でございますが、60歳到達後の最初の4月1日以降の職員の給料につきましては、当分の間、原則としまして60歳到達時の給料月額の7割水準とするものがございます。

続きまして、3、主な条例改正の内容の(1)、条例の一部改正につきましてご説明いたします。参考資料の2ページ下段を御覧ください。まず初めに、第1条、秩父広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。この定年等に関する条例では、まず職員の定年年齢を65歳とすることを第3条で規定いたします。

次に、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制につきまして第6条から第11条で規定し、このうち第6条では管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職について、第7条では管理監督職として勤務できる上限年齢を60歳とすることを規定いたします。

また、管理監督職から他の職へ降任等を行う場合において遵守すべき基準を第8条で定め、第9条から第11条では上限年齢を超えて管理監督職として勤務させる特例任用に関する事項を規定してございます。

次の定年前再任用短時間勤務制の導入につきましては、第12条及び第13条に規定いたします。このうち、第12条では60歳に達した日以降に退職した職員を短時間勤務の職として採用することができる旨を規定し、第13条では組合を構成する1市4町の同様の退職者を組合が短時間勤務の職として採用できる旨を規定してございます。

また、段階的な定年年齢の引上げについて附則第3項で規定し、附則第4項では任命権者は職員が59歳に達する年度において、60歳以降の任用等の情報を提供し、60歳以降の勤務の意思を確認するよう努める旨を規定してございます。

続きまして、3ページを御覧ください。第2条、秩父広域市町村圏組合職員の分限に関する手続

及び効果に関する条例の一部改正につきましては、60歳到達後の最初の4月1日以降の給料を7割水準とすることに係る当面の間の経過措置を規定するものでございます。

次の第3条、秩父広域市町村圏組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正では、減給の懲戒処分を受けた職員の給料について、60歳到達後の最初の4月1日以降の給料を7割水準となるなどの変動があった場合においては、その変動後の給料月額 $\frac{1}{10}$ を上限として減給することを規定するものでございます。

第4条の説明は省略させていただき、次に第5条、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正でございます。この給与条例の改正では、60歳を超える職員の昇給をゼロとすることを第4条第6項において規定し、同条第10項において定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算出方法に関する事項を規定するものでございます。

また、当分の間、60歳到達後の最初の4月1日以降の給料は、職員の受ける号級に応じた額に $\frac{70}{100}$ を乗じて得た額とすることを附則第7項に規定し、附則第9項ではいわゆる役職定年で降任された職員の給与に関する事項を規定するものでございます。

続きまして、第6条、秩父広域市町村圏組合技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例から第8条、秩父広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例まで、また先ほど説明を省略しました第4条、秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例につきましては、地方公務員法の一部改正により廃止される再任用制度を定年前再任用短時間勤務制度に置き換えるなどの一部改正が主なものでございます。

次に、(2)、条例の廃止につきましてご説明いたします。現行の再任用制度につきましては、地方公務員法の一部改正により廃止となるため、第9条において秩父広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

最後に、4、施行期日でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、附則第11条の規定につきましては、公布の日から施行することとしたいものでございます。

以上で議案第4号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（木村隆彦議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(木村隆彦議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(木村隆彦議員)** 総員起立であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

**議長(木村隆彦議員)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程の追加

**議長(木村隆彦議員)** 議長より皆様に申し上げます。この後審議いただく議案第5号、議案第6号及び議案第10号につきましては、令和5年度から組合事業となるし尿処理事業が関連することから、議案に対する質疑において詳細な内容の答弁を求めるために、し尿処理広域化の事務を担当しております職員に参考人として出席を求めたいことから、日程を追加し、参考人の出席を求める件を議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(木村隆彦議員)** ご異議なしと認めます。

よって、参考人の出席を求める件を議題とすることに決しました。

○参考人の出席を求める件

**議長(木村隆彦議員)** お諮りいたします。議案第5号、議案第6号及び議案第10号の審議に当たり、地方自治法第115条の2第2項の規定により参考人として秩父市環境部長及び秩父市環境部秩父地域し尿処理事業広域化準備室長に出席を求め、意見を聞くことに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（木村隆彦議員） 総員起立であります。

よって、秩父市環境部長及び秩父市環境部秩父地域し尿処理事業広域化準備室長を参考人として出席を求め、意見を聞くことに決しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時02分

議長（木村隆彦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第5号及び議案第6号一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員） 議案第5号及び議案第6号を一括して議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第5号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の整備に関する条例及び議案第6号 秩父広域市町村圏組合し尿処理施設条例につきまして、関連がございますので、併せて提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第5号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、提案理由にございますとおり、組合の共同処理する事務の変更に伴い、新たにし尿処理事業に関する事務を共同処理するに当たり、3つの条例の一部を改正したいものでございます。第1条は、秩父広域市町村圏組合事務局設置条例の一部改正でございます。組合管理者の権限に属する事務にし尿処理事業を加えることから、所管される事務を分掌させるため、し尿政策課、清流園、溪流園、小鹿野し尿処理センターの1課3所を規定するものでございます。

次に、第2条は、秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。議案第5号参考資料の2ページ、第2条関係、秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の新旧対照表を御覧ください。まず、第2条第2号中、清掃業務手当を廃棄物処理業務手当に改め、第3号として新たにし尿処理業務手当を規定いたします。また、第5条にし尿処理業務手当の支給要件を規定いたします。

3ページの第7条は第8条とし、第2号中の日額の支給の手当について、し尿処理業務手当を除く規定を設けます。

以上のほか、文言の修正及び整理等を行いたいものでございます。

次に、第3条は秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例の一部改正でございます。議案参考資料、新旧対照表の5ページを御覧ください。まず、第1条の目的につきましては、し尿処理事業の移管に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、廃棄物を適切に処理し及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、改正をいたします。

第2条ではし尿等の定義づけ、6ページ、第3条では組合が処理する一般廃棄物の範囲にし尿等を加えます。また、第6条の2を新たに加え、し尿処理に係る協力義務を規定いたします。

7ページ、第13条では一般廃棄物処理手数料の減免にし尿処理に係る項目を加えます。

9ページ、第12条及び第16条関係の一般廃棄物手数料ほか別表においては、組合が収集運搬及び処分するし尿等の処理手数料について新たに規定するものです。

以上のほか、文言の修正及び整理等を行いたいものでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第6号 秩父広域市町村圏組合し尿処理施設条例についてご説明いたします。議案書の36ページをお開きください。本条例につきましては、提案理由にございますように、秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴い、組合に移管されるし尿処理施設の設置について定めたものでございます。第1条においてはし尿処理施設の設置を定め、第2条では移管される施設の名称、位置、処理区域をそれぞれ規定するものです。

この条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

以上で議案第5号及び第6号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（木村隆彦議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議題となっております2件の議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

まず、議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(木村隆彦議員)** 総員起立であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(木村隆彦議員)** 総員起立であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(木村隆彦議員)** 次に、議案第7号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

**野澤好博事務局長** 議案第7号 秩父広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の37ページをお開きください。本条例につきましては、提案理由にもございますとおり、地方公務員法の改正に伴い令和5年4月以降に順次定年が引き上げられること、またし尿処理事業の統合により職員の増加が見込まれることから、職員の定員管理を適切に行うため、本条例の改正をしたいものでございます。

まず、現在の職員定数でございますが、事務局が43人、消防が175人、水道局が56人でございます。これに対する令和4年度当初の職員数は事務局が30人、消防が173人、水道局が43人でございます。本条例の改正に当たりまして、この職員数が定年引上げとし尿処理事業に係る職員数の増加によりどのように変化するかについて今後の職員数等を試算いたしました。事務局の職員につきましては、令和5年度のし尿処理事業統合により職員が15人増加し、現在の30人から45人となります。これに全職員が定年まで常勤職員として勤務するものとして、定年引上げによる影響を加味し、50人の定数とするものでございます。

続きまして、消防職員でございます。まず、現在の職員数は定数とほぼ同数でございますが、今後の消防救急体制の維持を図る観点から、現場業務には体力的に活動が期待できる40歳代までの職員が望ましいところでございます。質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するた

めには、定年引上げ期間中においても一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要でありますので、消防職員においては当面の間採用を平準化し、毎年3名を採用すると仮定した場合における職員数を基に190人の定数とするものでございます。このため、本条例の第2条第1号中、事務局の職員の定数を43人を50人に改め、同条第5号中消防職員の定数を175人を190人に改めるものでございます。

なお、水道局の職員につきましては、水道事業経営戦略に基づき、施設統廃合により職員数を計画的に削減している段階でございますので、定年引上げなどの要因を加味しまして、改めて職員定数につきまして検討を重ねたいと存じます。

また、少子高齢化が進み、財政的にも厳しい状況にあることを踏まえ、職員採用をはじめとした定員管理を適切に行うものとし、本条例の施行期日につきましては令和5年4月1日からとしたいものでございます。

以上で議案第7号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（木村隆彦議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）** 今ご説明ありましたけれども、消防職員が15名増えるということになっておりますけれども、午前中の一般質問に対する答弁でも非常に救急医療が大変であると、逼迫しているという説明を受けましたけれども、この辺が幾らか軽減されるのでしょうか。その点伺います。

**議長（木村隆彦議員）** 総務課長。

（加藤好一専門員兼総務課長登壇）

**加藤好一専門員兼総務課長** 猪野議員のご質問にお答えいたします。

救急出動等の活動について、190人で軽減されるのかというところでございますが、消防における業務の主体、議員のおっしゃるとおり火災、救急、救助等は現場の第一線で行う活動でございます。それで、この15人を加えるには毎年3人程度、これを隔年置きではなく毎年採用することによって、平均年齢も上がることなく、この水準でいけば消防の能力も下がることなく、現状維持ができるのではないかと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**議長（木村隆彦議員）** 16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）** ありがとうございます。そうしますと、5年間で15人という理解でよろしいのでしょうか。そうしますと、1年間に約3名程度増員になるということなのですが、当面令和5年度に3名増員するという解釈になりますと、少しは救急業務は軽減されるのでしょうか。もう一度お尋ねします。

**議長（木村隆彦議員）** 総務課長。

（加藤好一専門員兼総務課長登壇）

加藤好一専門員兼総務課長 お答えいたします。

3人の、まず根拠なのですがけれども、定年引上げを移行するこの10年間で退職する予定者が30人でございます。この30人を平準化して毎年3人。そして、次にこの15人ですけれども、毎年3人を採用した場合に、この10年間で60歳以上の一番多いときに職員が15人になりますので、この15人を合わせて、175足す15で190としたいものでございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員） 私、救急業務のことばかり言って申し訳ないのですがけれども、救急業務は幾らか軽減されますか。

議長（木村隆彦議員） 総務課長。

（加藤好一専門員兼総務課長登壇）

加藤好一専門員兼総務課長 この救急業務ですけれども、採用で若い職員が入ってくれば、消防力が維持できるのではないかとこのところ、現状を保つことができると考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（木村隆彦議員） 総員起立であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員） 次に、議案第8号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第8号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入では廃棄物処理手数料及び諸収入、県支出金の増額と事業費の確定に伴う組合債の減額、歳出においては給料表の改定及び勤勉手当支給率の引上げに伴う人件費の増額、その他事業に伴う経費の増額、減額等の予算措置を講ずるものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条にありますように、現計予算の総額34億6,154万1,000円に歳入歳出それぞれ1,539万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を34億7,693万9,000円としたいものでございます。

繰越明許費の補正は、第2条にありますように、新たに繰越明許費を設定したいものでございます。

4ページをお開き願います。消防費に計上した秩父消防本部庁舎空調改修工事につきましては、年度内の完了が難しいため、繰越明許費を設定するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、地方債の補正は、第3条にありますように地方債の変更をしたいものでございます。

5ページをお開きいただきますと、第3表、地方債補正がございまして、救急自動車及び消防庁舎整備事業の事業費確定に伴い、地方債限度額をそれぞれ引き下げるものでございます。

それでは、歳入歳出の内容につきまして、事項別明細書にてご説明をいたします。10、11ページをお開きください。まず、歳入でございまして、第2款使用料及び手数料、第2項手数料、第1目清掃手数料は218万6,000円増額し、補正後の額を3億251万1,000円としたいものでございます。これは、秩父クリーンセンターへのごみ持込み量が当初見込みに比べ増加するものによるものでございます。

第5款諸収入、第2項雑入、第1目雑入は1,405万5,000円増額し、補正後の額を1億3,385万4,000円としたいものでございます。費用を徴収している事業所のエックス線撮影者が当初の見込みに比べ減少したため1万2,000円減額、市況の高騰等による有価物売却代の増額1,403万2,000円と東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故に伴う損害賠償額確定に伴う賠償金3万5,000円を増額するものでございます。

第6款組合債、第1項組合債、第1目消防債は220万円減額し、補正後の額を4,990万円としたいものでございます。救急自動車及び消防庁舎整備事業の事業費確定に伴うものでございます。

第7款県支出金、第1項県負担金、第1目消防費県負担金は135万7,000円を増額し、補正後の額を207万円としたいものでございます。新型コロナウイルス感染症患者の移送に対する負担金を受けたものでございます。

歳入合計で1,539万8,000円の増額補正となります。

続いて、歳出補正でございます。12、13ページをお開きください。まず、本補正では、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じ、給料表の改定と勤勉手当支給率引上げに伴う人件費補正を行います。各費目の人件費補正は、この勧告に伴うものが主なもので、その他の人件費補正と合わせて、人件費総額で1,368万円の増額となります。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては49万4,000円増額し、補正後の額を1億4,141万4,000円としたいものでございます。

第8節旅費及び第13節使用料及び賃借料の減額は、職員研修中止によるものでございます。

第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費につきましては53万9,000円減額し、補正後の額を4,829万6,000円としたいものでございます。これは、介護認定審査会の休会による委員報酬の減額と人件費の増額によるものでございます。

第2目自立支援審査会費は6万円増額し、補正後の額を1,165万3,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費は14万1,000円増額し、補正後の額を1,749万5,000円としたいものでございます。受診者が増加したことにより、第12節委託料を増額するものでございます。

第4目斎場費につきましては6万円増額し、補正後の額を9,300万7,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものでございます。

第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費は28万2,000円増額し、補正後の額を8,567万円としたいものでございます。人件費の増額によるものでございます。

第2目クリーンセンター費につきましては142万1,000円減額し、補正後の額を5億6,747万8,000円としたいものでございます。

第10節需用費は、薬品及び各機器用消耗品を購入したいため増額し、第12節委託料は、2号煙道排ガス分析計定期点検整備業務委託料は補償による点検整備を実施したことにより、当初予定していた点検整備が不要になったこと及び2号炉本体設備法定・定期点検整備業務委託料を契約に伴い減額し、第13節使用料及び賃借料は地元町会関係者による視察研修中止に伴い減額し、第17節備品購入費は、故障した測定器を新たに購入したいため増額するものでございます。

第3目環境衛生センター費は314万5,000円増額し、補正後の額を1億5,031万5,000円としたいものでございます。

第10節需用費は、薬品類の使用量の増加による購入及び廃乾電池等の増加によるドラム缶追加購

入等に伴う消耗品費の増額、第12節委託料は処理量の増加による廃乾電池等処理業務及び火災ごみ処理業務委託料を増額するものでございます。

第5款消防費、第1項消防費、第1目日常備消防費につきましては1,601万4,000円増額し、補正後の額を13億9,018万円としたいものでございます。

第7節報償費、第8節旅費、第12節委託料及び第18節負担金、補助及び交付金の減額は、研修中止や人員の減少等によるもので、第10節需用費は燃料価格及び電気料金の高騰により増額するものです。

第2目消防施設費は110万円減額し、補正後の額を1億4,385万4,000円としたいものでございます。

第10節需用費は、消防ホース等の購入のため増額、11節役務費、第12節委託料及び第14節工事請負費は事業費の確定により減額するものですが、第17節備品購入費は、機器の故障により自動体外式除細動器及び応急手当啓発備品を購入したため92万2,000円を計上し、事業費の確定による減額分との差額14万8,000円を減額したいものでございます。

第6款公債費、第1項公債費、第2目利子につきましては32万1,000円減額し、補正後の額を914万2,000円としたいものでございます。借入利率の減及び借入期日の変更に伴い減額するものでございます。

第8款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては141万7,000円減額し、補正後の額を2億1,493万4,000円としたいものでございます。

歳出合計につきましても、歳入合計と同額の1,539万8,000円の増額補正となります。

最後に、18ページから給与費明細書及び地方債の調書補正となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第8号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（木村隆彦議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、清野和彦議員。

**3番（清野和彦議員）** 3番、清野です。2点伺います。

補正予算の4ページに第2表、繰越明許費、5款1項消防費、秩父消防本部空調改修工事2,085万円の事業内容と改修工事完了のめどについて教えていただければと思います。

続きまして、14ページ、歳出、5款1項1目日常備消防費、3節職員手当等、こちら勤勉手当の増額もあるのですが、その1,044万5,000円増額の理由について伺えればと思います。

以上です。

**議長（木村隆彦議員）** 総務課長。

(加藤好一専門員兼総務課長登壇)

加藤好一専門員兼総務課長 清野議員のご質問についてお答えいたします。

初めに、補正予算書4ページ、第2表、繰越明許費についてお答えいたします。秩父消防本部庁舎の空調設備は、現在空冷ヒートポンプエアコンと吸収式冷温水発生機を使用しています。今回の改修工事は、灯油で稼働する吸収式冷温水発生機を電気で稼働する空冷ヒートポンプエアコンに改修する工事であります。日本施設株式会社と令和4年9月29日に契約を行い、工期は令和5年2月28日を予定しておりました。

しかしながら、昨今の半導体不足に加え、海外における新型コロナウイルス感染症等の影響により電化製品や部品の入荷に遅延が生じていることから、工期を令和5年6月30日までとしたいものです。工期完成に向け、現在準備を進めているところでございます。

続いて、14、15ページの3、職員手当等の関係ですけれども、まず特殊勤務手当でございますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大により防疫作業手当の支給が増加したことにより200万円増額計上するものでございます。

続いて、休日勤務手当でございますが、職員の昇給を含む異動により240万円を増額し、給与改定のため給料月額が増加したことにより30万2,000円を増額することとし、合計で270万2,000円を増額するものでございます。

続いて、管理職特殊勤務手当でございますが、台風等に対応するため、管理職を含む職員の招集があった場合に対して年2回程度に相当する額を予算計上しておりましたが、補正予算作成時において対応する災害が発生していないため、半額を減額するものでございます。

続いて、期末手当及び勤勉手当でございますが、給与改正によるものでございます。

なお、育児休業を取得した職員に対して取得期間に応じた減額を併せて補正するものでございます。

続いて、児童手当でございますが、出産による児童の増加により12万円増額補正するものでございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(木村隆彦議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(木村隆彦議員)** 総員起立であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

**議長(木村隆彦議員)** 休憩前に引き続き会議を続けます。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(木村隆彦議員)** 次に、議案第9号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(古屋敷光芳水道局長登壇)

**古屋敷光芳水道局長** 議案第9号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第3回)についてご説明申し上げます。

別冊の令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第3回)説明書と併せましてご説明させていただきますので、ご準備いただければと存じます。初めに、議案書39ページを御覧ください。今回の補正は、年度内の実績値及び今後の見込みを勘案いたしまして、各費目において可能な限りの収入、支出見込みの見直しを行ったものでございます。

第1条は省略いたしまして、第2条、業務の予定量のうち(4)、主要な建設改良事業費について、補正額に基づき記載をしております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございますが、第1款水道事業収益496万5,000円を減額するものでございまして、第1項営業収益1,300万円の減額及び第2項営業外収益803万5,000円の増額でございます。

それでは、別冊の補正予算説明書2、3ページ、水道事業会計補正予算（第3回）実施計画を御覧ください。上段の第1款第1項営業収益の減額につきましては、第1目給水収益を1,300万円減額するもので、令和4年12月までの実績に基づき補正を行うものでございます。

次に、第2項営業外収益803万5,000円の増額でございますが、主なものとして第5目長期前受金戻入1,304万5,000円を増額するもので、令和3年度中に補助金等を財源として取得した償却資産の確定により再算定を行ったものでございます。

また、第6目消費税及び地方消費税還付金478万円の減額につきましては、今回の補正に伴う還付消費税の再計算を行ったことによる補正でございます。

議案書39ページにお戻りください。次に、支出でございますが、第1款水道事業費用7,669万4,000円の減額をするものでございまして、第1項営業費用7,756万6,000円の減額及び第2項営業外費用87万2,000円の増額でございます。

別冊の補正予算説明書2、3ページを御覧ください。下段の第1款第1項営業費用7,756万6,000円の減額でございますが、第1目原水及び浄水費6,696万7,000円の減額で、浄水場維持管理のための各種委託料5,974万4,000円、薬品費957万2,000円などそれぞれの減額をするものでございまして、大雨等の影響がなく、各浄水場において水質が安定し、汚泥の処理費用、薬品の使用量等が抑制されたものによるものでございます。

第2目配水及び給水費1,735万4,000円の減額につきましては、委託料398万7,000円、修繕費500万円、路面復旧費500万円などそれぞれを減額するものでございまして、請負差金及び執行残を補正するものでございます。

第3目総係費192万8,000円の減額につきましては、異動に伴う人件費等の減額によるものでございます。

第4目減価償却費868万3,000円の増額は、決算確定に伴う再計算により増額補正をするものでございます。

次に、第2項営業外費用87万2,000円の増額につきましては、企業債償還利息の借入額及び利率確定による差額を補正するものでございます。

議案書39ページにお戻りください。第4条資本的収入及び支出についての補正でございますが、冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補てん財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。資本的収入につきましては、第1款資本的収入2,145万9,000円を減額するものでございます。

別冊の補正予算説明書、4、5ページを御覧ください。上段の第1款資本的収入の減額につきましては、第3項他会計負担金2,145万9,000円の減額でございまして、消火栓新設に係る構成市町の負担金を見直ししたことによるものでございます。

議案書39ページにお戻りください。次に、資本的支出につきましては、第1款資本的支出1,635万

3,000円を減額するものでございまして、第1項建設改良費1,593万4,000円、次の40ページの第2項企業債償還金41万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

改めて別冊の補正予算書4、5ページを御覧ください。下段の第1款第1項建設改良費のうち、第1目原水及び浄水施設費6,703万6,000円の増額でございますが、工事の内容の変更等による増額、また、第2目配水及び給水施設費8,306万7,000円の減額、第4目有形固定資産購入費40万3,000円の減額につきましては、請負差金による減額でございます。

また、新たに第5目といたしまして、建設利息50万円を計上いたしました。この建設利息につきましては、現在建設中の新ミュージックパーク送水ポンプ室築造工事の財源として借り入れた企業債に係る償還利息でございます。

その下、第2項企業債償還金につきましては、借入条件の確定による差額を補正するものでございます。

議案書40ページにお戻りください。第5条は、既定の継続費の変更を41ページ、第1表、継続費補正のとおり総額、年割額をそれぞれ変更するものでございます。

次に、第6条は予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用をすることができない経費として職員給与費を定めておりますので、人件費の補正に伴い1,525万3,000円を減額するものでございます。

第7条は、予算第11条に定めた構成市町からの補助金のうち、児童手当補助金の金額を23万円減額するものでございます。

また、別冊補正予算説明書6ページには予定キャッシュ・フロー計算書、7ページから9ページは給与費明細書、10ページには継続費に係る調書、11ページには債務負担行為に関する調書、12、13ページには予定貸借対照表がそれぞれ記載しておりますので、ご確認をいただければと思います。

以上で議案第9号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（木村隆彦議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）** 16番、猪野です。今の水道局長の冒頭の説明の中で、補正のポイントとして収支の適正化を図るため、可能な限り収入、支出の見直しを行ったということなのですが、具体的に何をどう行ったのか教えてください。

**議長（木村隆彦議員）** 経営企画課長。

（八木 修経営企画課長登壇）

**八木 修経営企画課長** それでは、先ほどの猪野議員のご質問に対しまして回答させていただきます。

具体的な変更の内容としましては、主に今回の補正に関しましては執行残等、あとは最終的な不用額の減少を見越しまして、不要なものは落としていく。そして極力、公営企業会計としまして決

算値に近い値を予算書に反映するというふうな目的で予算の適正化を行ったものでございます。

以上でございます。

**議長（木村隆彦議員）** 16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）** ありがとうございます。意地悪な言い方して申し訳ないのですが、そうしますと確認、チェック作業ではないかというふうに思うのですが、見直しというふうに見込んだ表現でもよろしいですか。

**議長（木村隆彦議員）** 経営企画課長。

（八木 修経営企画課長登壇）

**八木 修経営企画課長** 先ほどの猪野議員のご質問に対してですが、最終的な予算のチェックといたしまししょうか、今回につきましては不用額の発生を極力抑える形を取ることを目的としております。

以上でございます。

**議長（木村隆彦議員）** 他に質疑ございませんか。

3番、清野和彦議員。

**3番（清野和彦議員）** 1点のみ伺います。補正予算の説明書の10ページ、継続費に関する調書の第1項の建築改良費について、橋立浄水場薬品沈澱池等更新工事、令和4年度補正額の増額の理由と、その財源の内訳として損益勘定留保資金が1億2,620万円充てられるなど変更がありますが、その理由について伺えればと思います。

**議長（木村隆彦議員）** 大滝・荒川事務所長。

（千島 武水道局次長兼大滝・荒川事務所長登壇）

**千島 武水道局次長兼大滝・荒川事務所長** 清野議員のご質問の10ページ、継続費に関する調書、建設改良費、橋立浄水場薬品沈澱池等更新工事、補正額8,170万円増額の理由とその財源内訳として損益勘定留保資金が1億2,620万円充てられるなどの変更があるが、その理由についてご説明いたします。

まず、橋立浄水場薬品沈澱池等更新工事に係る建設改良費の増額理由の主な内容は、薬品注入ポンプ等及び制御盤の改造に要する費用になります。薬品沈澱池は、ポリ塩化アルミニウムを沈澱池内に注入することにより、原水の不純物を沈降させる設備となります。昨年度、急速ろ過池6池が完成し、既存の4池と合わせて10池で水処理が開始できたことにより、薬品と結合した不純物の処理能力が向上したため、沈澱池の流出側の注入ポンプ等を改造して、沈澱池内で発生する汚泥の量を抑制するための工事費用になります。

また、今回の補正による財源内訳につきましては、企業債の充当額をより現実的な値とするように再配分を行い、修正して企業債1億3,500万円、損益勘定留保資金1億2,620万円、その他5億2,100万円としたものでございます。

なお、こちらにつきましてはあくまで予定額でございまして、今後決算により数値の移動がある

ことをご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

**議長（木村隆彦議員）** 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（木村隆彦議員）** 総員起立であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

**議長（木村隆彦議員）** 休憩前に続き会議を開きます。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（木村隆彦議員）** 次に、議案第10号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

**野澤好博事務局長** 議案第10号の令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

組合の共同処理する事務事業は、広域的に行うことで、より経済的かつ効率的な執行が求められております。令和5年度からは、新たにし尿処理事業が組合事業に統合されるため、本予算案にし尿処理事業の経費が計上されております。令和5年度一般会計の予算編成に当たりましては、組合を構成する市町において厳しい財政状況が続く中で、構成市町の負担金が主たる財源である本組合の財政運営においては、こうした市町の財政状況を十分に認識し、歳入の確保と歳出の削減、または抑制に努め、ポストコロナ時代においても事業の継続が求められる、生活に欠かすことができない事業である消防救急、環境衛生及び福祉保健医療の分野において、1市4町9万人の住民の負託に応えるため、組合全体で一丸となって秩父地域全体の安全・安心・快適なまちづくりを実現するため予算を取りまとめました。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の予算書1ページをお開きください。第1条では、令和5年度予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,550万6,000円、前年度予算額32億7,405万7,000円に対し6億4,144万9,000円の増額、率にして19.59%の増としております。このうち、新たに組合事業となるし尿処理経費は4億5,620万1,000円となっております。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表、地方債により定めるものであります。内容については、後ほどご説明させていただきます。

第3条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を3億円と定めるものであります。

第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

2ページおめくりいただき、4ページをお開きください。第2表、地方債でございます。消防自動車整備事業、これは救助工作車となります、のための起債で、起債限度額を前年度と比較し、8,620万円増額の1億3,830万円とさせていただきました。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。まず、歳入でございます。第1款分担金及び負担金でございますが、節に定める区分の9つの負担金金額の合計が31億1,369万円で、前年度と比較して4億5,923万1,000円の増額となります。歳入全体に占める割合は79.52%となります。この市町負担金は、組合同規約に定める負担基準に従って納めていただいているもので、負担金積算基礎は確定数値を使用しております。

負担金明細書は、48ページに記載してございますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

次に、第2款の使用料及び手数料の第1項使用料、第1目衛生使用料は2,653万8,000円で、これは火葬場使用料及び霊柩車使用料でございます。

次に、第2項手数料、第1目清掃手数料は3億6,306万円で、主なものは処理施設持込手数料や有料指定ごみ袋手数料の廃棄物処理手数料とし尿処理の手数料でございます。

第2目消防手数料は105万3,000円で、危険物施設許認可や火薬類煙火消費手数料でございます。

次に、第3款財産収入、第1項財産運用収入は154万円で、土地貸付収入、建物貸付収入及び公共施設整備基金預金利子でございます。

1ページおめくりいただき、10、11ページをお開きください。第2項財産売払収入は100万円で、更新予定の消防自動車の売払い収入を見込んでおります。

次に、第4款の繰越金は1億4,000万円となります。これは、令和4年度予算の予備費、現計予算額の不用見込額を新年度の繰越金として計上して、歳入財源とさせていただくものでございます。

次に、第5款の諸収入、第1項組合預金利子は6,000円でございます。

第2項雑入は1億3,031万9,000円で、秩父クリーンセンターの売電収入を7,022万2,000円、有価物売却代として、カン売却代から羽毛布団売却代として5,675万1,000円を計上いたしました。

なお、前年度と比較して1,052万円の増額、率にして8.78%の増となりますが、有価物売却代のうちカン売却代、アルミガラ・銅線類及びペットボトルの売却単価がコロナウイルス発生前の水準に戻ってきたことが要因となります。

1ページおめくりいただき、12、13ページをお開きください。第6款の組合債は1億3,830万円で、消防自動車の整備に係るものでございます。

なお、消防自動車の整備につきましては、地方交付税措置のある地方債の活用を予定しております。

次に、歳出に移ります。1ページおめくりいただき、14ページ、15ページをお開きください。まず、第1款の議会費は318万2,000円で、主なものは議員報酬、調査旅費、会議録調製委託料でございます。

次に、第2款の総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億4,819万7,000円となり、前年度と比較して583万2,000円の増額となります。し尿処理事業の統合による通信料の増額、情報系ネットワークの機器更新業務委託料及び制度改正に伴う財政会計システムの改修業務委託料の増額、職員が使用するノート型パソコンのリースアップに伴う更新により、リース料が増額となっていることが主な増額要因でございます。その他は15ページから17ページに記載してございます職員14人分の人件費や各システムの維持管理費等に係る費用などでございます。

第2目公平委員会費は4万8,000円でございます。

1ページおめくりいただき、18、19ページをお開きください。第2項監査委員費は24万6,000円でございます。

次に、第3款の民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は5,272万9,000円でございます。前年度と比較して160万5,000円の増額となりますが、主な要因は、審査会日数の増加による委員報酬の増、介護認定審査会の資料を現在の紙ベースからタブレットの使用に変更することにより事務効率の改善、事務のデジタル化を図るための費用増によるものでございます。介護認定審査会委員の報酬や職員4人分の人件費、第11節役務費のネットワーク通信代、第13節使用料及び賃借料の審査会システムに係るシステムの使用料などが主なものでございます。

第2目自立支援審査会費は1,165万4,000円でございます。自立支援審査会委員の報酬と職員1人分の人件費が主なものでございます。

1ページおめくりいただき、20、21ページをお開きください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費は1,794万1,000円でございます。この事業は、圏域住民を対象としたエックス線検診車による撮影業務やフィルムの読影業務を秩父郡市医師会に委託して実施しております。

次に、第2目循環器検診費は640万3,000円でございます。この事業は、圏域内市町の小学校、中学校の児童生徒の心臓検診業務を秩父郡市医師会に委託し、実施しております。

次に、第3目救急医療施設費は5,809万6,000円でございます。この事業は、第12節委託料に休日などの初期救急医療体制を確保するため、休日診療所、在宅当番医制、小児初期救急の運営事業を秩父郡市医師会に委託して実施する経費を2,297万6,000円、第18節負担金、補助及び交付金に二次救急医療体制として年間を通じて毎日の夜間、日曜日及び国民の祝日等の救急患者の受入れ体制を整備するため、病院群輪番制度へ参加する秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院への補助金3,512万円となっております。

次に、第4目斎場費は9,143万円で、前年度と比較し631万9,000円の増額となります。主な要因は、エネルギー価格の高騰による燃料費や光熱水費の需用費の増額によるものでございます。斎場費の主な経費は、職員、会計年度任用職員合わせて4人分の人件費と斎場運営及び維持管理に関する経費を計上しております。

22、23ページを御覧ください。次に、第2項清掃費、第1目清掃総務費は1億632万7,000円で、前年度と比較し1,356万6,000円の増額となります。主な要因は、有料指定ごみ袋の原料であるナフサの高騰や経費の値上がりに伴う製作購入経費の増額によるものでございます。清掃総務費の主なものは、職員4人分の人件費と10節需用費、消耗品費に有料指定ごみ袋の製作購入経費、第12節委託料に計上しております有料指定ごみ袋販売店への収納委託料でございます。

次に、第2目クリーンセンター費は5億7,067万9,000円で、前年度に比べ1,302万4,000円の増額でございます。主な要因は、エネルギー価格の高騰による需用費の増額、第12節委託料では、本体施設定期整備業務がございますが、焼却炉の主要部品の交換が必要となることから1,278万6,000円の増額、集じん灰及び焼却灰処分の資源化処分に伴う委託において、焼却灰の処理単価が値上がりとなったことから184万5,000円の増額となったことによるものでございます。職員5人分、会計年

度任用職員 2 人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類等の消耗品費や修繕料、運転管理業務委託料や定期点検整備業務に係る委託料などでございます。

第 3 目環境衛生センター費は 1 億 5,387 万円で、前年度に比べ 84 万 4,000 円の増額でございます。主な要因は、エネルギー価格の高騰による需用費の増額、第 12 節委託料に廃棄物受入管理資源化業務委託料がでございます。この委託業務は、センター内のストックヤードの管理や秩父リサイクルセンターでの資源化業務などを秩父リサイクル事業協同組合に委託して実施しているものでございますが、人件費の値上がりによる増額でございます。職員 4 人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類等消耗品費や修繕料、廃棄物の資源化に係る委託料などでございます。

28、29 ページを御覧ください。第 4 目廃棄物収集費は 2 億 2,572 万 3,000 円でございます。前年度比べ 3,432 万 3,000 円の増額でございます。可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集業務に係る委託料でございます。増額の要因としましては、車両や燃料価格、人件費等の上昇に伴う経費の増加分を反映したことによるものでございます。

第 5 目し尿総務費から第 8 目小鹿野し尿処理センター費までが新たに組合で行うこととなったし尿処理に係る経費でございます。第 5 目し尿総務費は 2,520 万 4,000 円で、職員 3 人分の人件費のほかし尿処理事業の統合を進めていくための経費でございます。

第 6 目清流園費は 2 億 4,385 万 4,000 円で、職員 7 人分の人件費のほか施設の維持管理に係る経費でございます。

30、31 ページを御覧ください。第 7 目溪流園費は 8,805 万 6,000 円で、職員 3 人分の人件費のほか施設の維持管理に係る経費でございます。

32、33 ページを御覧ください。第 8 目小鹿野し尿処理センター費は 9,908 万 7,000 円で、職員 2 人分の人件費のほか施設の維持管理に係る経費でございます。

続いて、34、35 ページをお開きください。次に、第 5 款の消防費でございます。まず、第 1 目常備消防費は 13 億 9,722 万 5,000 円で、前年度比 2,163 万 9,000 円の増額となっております。常備消防費は、再任用職員 9 人を含む消防職員 182 人に係る職員人件費が主なもので、金額は 13 億 2,751 万 1,000 円で、前年度比 1,780 万 6,000 円の増額となっております。

続いて、38、39 ページをお開きください。第 2 目消防施設費は 2 億 2,655 万 8,000 円で、前年度比 8,109 万 4,000 円の増額となっております。主な要因は、第 17 節備品購入費に計上してございます救助工作車の購入経費 1 億 5,000 万円によるものでございます。救助工作車は、平成 16 年の初年度登録から 19 年が経過し、車両、資機材の老朽化による故障等が多く発生していることから、救助活動に支障を来さないよう更新したいものでございます。その他主な経費は消防庁舎、車両及び通信施設に係る維持管理経費でございます。

次に、第 6 款の公債費、第 1 目元金は 3 億 4,611 万 2,000 円で、前年度比 1,168 万 3,000 円の増額となります。元金の増額の要因は、平成 24 年度借入れのごみ処理施設整備事業及び平成 29 年度借入れ

の災害対応特殊消防ポンプ自動車整備事業の償還終了がございますが、令和3年度借入れの消防庁舎整備事業、消防ポンプ自動車整備事業及び救急自動車整備事業に係る元金償還の開始によるものでございます。

第2目利子は788万5,000円で、前年度比157万8,000円の減額となります。減額の要因といたしましては、平成24年度借入れのごみ処理施設整備事業及び平成29年度借入れの災害対応特殊消防ポンプ自動車整備事業の償還終了と令和3年度同意分の消防庁舎整備事業、消防ポンプ自動車整備事業及び救急自動車整備事業の借入れが低利で借入れができたことによるものでございます。

次に、40、41ページ、第7款の諸支出金、第1項基金費、第1目公共施設整備基金費は500万円で、前年度比500万円減額とさせていただきます。エネルギー価格の高騰による予算の増額や委託経費の増額に伴う市町負担金への影響を考慮したものでございます。

次に、第8款の予備費は3,000万円で、前年度と同額を計上させていただきます。

34ページ以降は給与費明細書などがございますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第10号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議長（木村隆彦議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、清野和彦議員。

**3番（清野和彦議員）** 3番、清野です。3点聞かせていただきます。最初の22ページ、4款2項1目清掃総務費の10需用費、消耗品費です。こちら少し説明がありましたけれども、5,020万8,000円ということで有料指定ごみ袋の可燃ごみ、不燃ごみそれぞれの製作に係る費用について教えてください。

続きまして、28ページ、4款2項4目廃棄物処理収集、12委託料2億2,572万3,000円について、こちらの委託先と業務遂行に当たる委託料の用途について教えてください。

最後39ページ、5款1項2目消防施設費、13使用量及び賃借料、消防本部庁舎敷地賃借料883万5,000円の敷地賃借の状況の詳細について教えてください。

以上です。

**議長（木村隆彦議員）** 業務課長。

（関根みどり業務課長登壇）

**関根みどり業務課長** 私からは歳出、清掃総務費、需用費の消耗品費、廃棄物収集費の委託料についてお答えいたします。

初めに、清掃総務費、需用費の消耗品費、有料指定ごみ袋の可燃ごみ、不燃ごみそれぞれの製作に係る費用についてでございます。予算額5,020万8,000円のうち、5,012万8,100円が有料指定ごみ袋製作に係る予算額となります。内訳でございますが、一般家庭用の可燃ごみ袋の製作費用が4,503万1,250円、不燃ごみ袋が220万9,350円、事業系の可燃ごみ袋が272万2,500円、事業系の不燃

ごみ袋が16万5,000円でございます。

次に、廃棄物収集費の委託料2億2,572万3,000円の委託先と業務遂行に当たる委託料の用途についてでございます。まず、委託先でございますが、平成29年度に実施した総合評価方式による制限付き一般競争入札により平成30年10月に契約をした2業者、合併前の旧市内区域を横瀬町に本社のある昭和通運株式会社、旧町村区域を秩父市に本社のある秩父通運株式会社と契約しております。

入札公告の管理者が必要と認めるときは、最長4年の更新をすることができるという規定に基づきまして随意契約を締結し、今年度が最終更新の年になっております。このことから、今年度中に新しい業者を選定するため、現在総合評価方式による制限付き一般競争入札を実施中でございます。

令和5年度の契約期間は、10月1日から令和6年3月31日までとなっております。準備期間となる4月1日から9月30日までの間は収集業務を滞りなく進めるため、現在の2業者に委託をするよう考えております。

業務遂行に当たる委託料の用途でございますが、両委託業者ともそれぞれごみの種類別に11台の収集車両により日々の収集業務を行っておりますので、減価償却費や自動車税等の税金を含む車両費、車両に係る保険料、軽油等の燃料費、車検費用や月次点検費用などの修繕費、ドライバーの人件費等に充てられておるものでございます。

以上でございます。

**議長（木村隆彦議員）** 総務課長。

（加藤好一専門員兼総務課長登壇）

**加藤好一専門員兼総務課長** 清野議員のご質問のうち、私からは一般会計予算書39ページ、2目の消防施設費、13節使用料及び賃借料、消防本部庁舎敷地賃借料についてお答えいたします。

消防本部の敷地は、全体で7,711.45平方メートルとなっております。このうち6,340.1平方メートル、約8割に当たります敷地を6人の地権者からお借りしております。借地以外は、秩父広域市町村圏組合と秩父市が所有する土地などとなっております。この賃借料883万5,000円については、秩父市から特別負担金として秩父広域市町村圏組合へ納めていただいております。

以上でございます。

**議長（木村隆彦議員）** 他に質疑ございませんか。

10番、関根修議員。

**10番（関根 修議員）** 前回の議会で理事者の報酬、これだから15ページになりますかね。予算で、まだ条例で出でてきていませんから、5名で5,000円ということであります。実は前回要望して、全協の資料いただきました、報酬の。皆さん知っているとは思いますが……前回理事者、皆さん5人、1人1,000円ということでもありますけれども、私の考えでいきますと、これ合併当時に緊急避難的に財政が大変なので、執行部のほうから提案があつて減額したということと認識しています。その当時議員も下げろということで、議員のほうは否決したのではないかと思うのです。実はこれ、

本来の金額に僕は戻すべきだと思っているのですけれども、理事者や管理者が増額するというのはなかなか言いづらいということですが、普通報酬を改定するときは報酬等審議会というのがあって、そこに答申して、近隣の状況だとか、そういうことを加味して適正な額を決めるので、議員発議という形もあるのですけれども、これ見ますと減額するときも執行部、この資料の改正過程というのがあるのですけれども、その過程を見ると平成16年8月当時に、要するに管理者が要望して1,000円にしたと……これ皆さん持っていますか。

議長（木村隆彦議員） 前回の全員協議会で配付をしております。説明もそのときにしていただ……

10番（関根 修議員） 実はこれどこで言っているかと思ったので、実は改正、元に戻すべきだと思っているのです。管理者の業務内容、理事者の業務内容も増えていきますよね、水道局もね。ですから、本来の元に戻す必要があるんで、ぜひ執行部のほうで動いてもらって、正規の手続きを取って、客観的に第三者機関に委ねて、元に戻すべきだと私は思うのですけれども、これ提案しないと戻す時期がなかなか決まらないですね。この予算にまだ反映していませんけれども、ぜひそういう過程をたどっていただきたいのですけれども、その辺執行部はどう思われますか。

議長（木村隆彦議員） 事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 ただいまの関根議員のご質問についてお答えさせていただきます。

現在の正副管理者及び理事の報酬につきましては、組合構成市町の財政状況が厳しいことも踏まえ、当時理事会で協議されて決定されておりますので、この報酬額につきましては、事務局において判断するというのは非常に難しい、適切でないと考えておりますので、改定の是非を問う場合には理事会でご協議をいただき、ご判断をいただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 10番、関根修議員。

10番（関根 修議員） 事務局にどうということよりも、理事会でそういう方向でやったほうが私はいいと思うのです。ですから、自分たちの意思というよりも、その審議会に答申して、そこで要件がそろえば、そういうことをやるべきなのではないかと思うので、管理者、どうでしょうか。

議長（木村隆彦議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 関根議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今ご提案をいただきましたことにつきましては、理事の皆さんと協議をさせていただき、また検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（木村隆彦議員） 10番、関根修議員。

10番（関根 修議員） ぜひこれ増額しづらいということよりも、ちゃんとした法人格のある、こう

いう団体なので、やっぱり適正なものをちゃんと踏襲してやってから、なおかつ財政的に無理なく、ただ暫定的にそれは下げるということを、どこでも時限的なものだと思うので、これ恒久的に1,000円というのはちょっと……こういう議会もあり議員もいて、執行部もいてという会としてはふさわしくないので、ぜひそういう進めていただきたいと思います。

これで以上です。

**議長（木村隆彦議員）** この場は質疑の時間帯ですので、質疑というような形でお願いしたいと思います。

報酬審議会等におきましては、秩父市の場合には市長が開くというふうな形で決まっております。議員が発議して行えるものではないというふうに理解していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、何か質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（木村隆彦議員）** 総員起立であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時39分

議長（木村隆彦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員） 次に、議案第11号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（古屋敷光芳水道局長登壇）

古屋敷光芳水道局長 議案第11号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算につきまして、別冊の令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算及び説明書と併せまして、議案第11号説明補足資料、カラー印刷の円グラフの資料によりご説明申し上げます。

予算書4ページをお開きください。第1条は省略いたしまして、第2条の業務の予定量といたしましては、(1)、給水戸数は1市4町の4万3,560世帯に対し、(2)の年間総給水量は、年間約1,337万立方メートルの給水を予定しております。これを1日当たりいたしますと、(3)、1日平均給水量は3万6,530立方メートルでございます。また、(4)では、主要な建設改良事業の金額を定めております。

次の第3条及び第4条は、議案第11号説明補足資料1のカラー刷りの円グラフによりご説明いたします。

補足資料1、円グラフを御覧ください。まず、資料の上段でございます数値は、水道事業会計の予算規模を示したものでございます。一般会計と異なり、水道事業会計は収入、支出が一致しないものが特徴でございますが、予算3条と4条に定めた金額を収入ベースで見た場合、合計71億1,252万円、支出で見た場合は合計90億6,076万円となっております。

次に、左側の円グラフを御覧ください。こちらが予算第3条、収益的収入及び支出の内訳を表したものでございます。グラフ上段が収入、下段が支出となっております。上段の収益的収入合計は33億8,307万円でございます。そのうち給水収益、これは水道料金になりますが、22億4,092万円が66%を占め、これに補助金であります他会計補助金及び県費補助金が3億7,947万円が11%、長期前受金戻入が4億3,098万円が13%と続き、これらの収入で全体のおよそ90%を占めております。

なお、令和4年度と比較し、給水収益が約4,828万円、率にしまして2%の減少となっております。

左のグラフ下段の収益的支出は31億9,888万円でございます。主な費用構成として減価償却費が16億2,951万円が51%を占め、浄水場等の維持管理費が7億2,044万円が24%、これに次ぎ、配水管等の維持管理費が3億1,065万円が10%、一般管理費が2億9,061万円が9%、これらの費用で全体のおよそ94%を占めております。

なお、令和4年度と比較し、減価償却費が5,556万円、3.5%増加しております。これは、令和3

年度の建設改良事業費に対する償却費を算定したものであるものとございます。

次に、右側のグラフを御覧ください。これが予算第4条、資本的収入及び支出の内訳を表したもので、水道施設の新設・改良のための予算でございます。上段が収入、下段が支出となっております。上段の資本的収入は37億2,945万円でございます。その内訳は、企業債が約8億円で収入の21%、出資金が約14億8,220万円が40%、県費補助金が約14億340万円が38%を占め、これらの収入で全体のおよそ約99%を占めております。

なお、構成市町出資金、県費補助金がともに令和4年度と比べ増額となった理由でございますが、補助対象事業費が増加したことによるものとございます。

次に、下段の資本的支出は58億6,188万円でございます。その主な内容は、配水管等の新設・改良費が45億9,308万円が支出の78%、浄水場等の新設・改良費が7億7,906万円が13%を占めており、このほか企業債償還金がございます。

なお、資本的支出につきまして、前年度と比較し増加した理由につきましては、補助対象事業であります配水管等の新設・改良事業費が増加したことによるものとございます。

ここで4条予算の収入と支出を比べますと、収入が支出に対し21億3,243万円不足しております。この不足を補てんするものとしたしましては、グラフの下、米印にございますよう①、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億8,361万円、②、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億220万円、③、過年度分損益勘定留保資金14億5,368万円、④、減債積立金3億9,294万円を補てんする予定でございます。このグラフの説明は以上でございます。

別冊の予算及び説明書5ページにお戻りください。中段の第5条から7ページの第12条までの継続費や債務負担行為、企業債、一時借入金などの公営企業法に定められた基準によりまして順次記載したものとございます。また、9ページ以降は予算に関する説明書等でございます。

なお、議案第11号説明補足資料2につきましては、生活基盤施設耐震化等補助事業に係ります構成市町からの繰入れ予定額及び同補助金関連の予定事業費をお配りさせていただいておりますので、ご確認いただければと存じます。

最後に、先日の理事会、全員協議会の際にもお伝えしたとおり、令和5年度当初予算におきましては予定純損失、いわゆる赤字予算を計上することになりました。料金収入が伸び悩む中、昨今の電気料金の値上がり、物価高騰の影響により想定外の収支バランスの悪化が危惧されているところでございます。水道局といたしましても、広域化事業を推進する一方で、収支の状況につきましても引き続き注意を払ってまいりたいと存じます。

以上で議案第11号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議長（木村隆彦議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、清野和彦議員。

**3番（清野和彦議員）** 3番、清野です。では、3点だけ聞かせていただきます。

説明書の6ページの債務負担行為における水道事業基本構想等改定アドバイザー業務委託についてですが、こちらの業務の委託先と詳細について教えてください。

続きまして、38ページ、収益的収入及び支出の収入におけます1款1項1目給水収益……これはすみません、大丈夫です。質問は大丈夫でした。すみませんでした、今のはなしでお願いします。

2つ目の質問は41ページ、1款1項7目の雑収益にあります3、その他雑収益、水道水ペットボトル販売収益等2万1,000円ですが、こちら水道水のペットボトルの販売状況について伺います。

最後にもう一点、53ページになります。資本的支出の1款1項1目原水及び浄水場施設、7、工事請負費、三峰浄水場ろ過流出弁更新工事1,500万円及び三峰増圧ポンプ更新事業550万円、こちら継続費として令和6年度は3,740万円の計算されていますけれども、こちらの事業の詳細について伺いたいと思います。

3点です。

**議長（木村隆彦議員）** 経営企画課長。

（八木 修経営企画課長登壇）

**八木 修経営企画課長** それでは、先ほどの清野議員のご質問に対しまして回答させていただきます。

初めに、水道事業会計予算及び説明書の6ページ、債務負担行為におけます水道事業基本構想等改定アドバイザー業務委託の委託先と詳細についてということでございますが、令和5年度から令和7年度までの3年間の債務負担行為3,850万円のうち、令和5年度の予算としまして1,584万円を計上しているところでございます。

まず、業務の委託先につきましては、現在のところ確定はしておりません。今後秩父地域におけます将来の人口減少、水需要計画等によりまして、中長期的な視野に立ちました計画立案のできる専門性を兼ね備えました事業者で、なおかつ受注実績等も考慮した上で選考を行うことを予定しております。業務内容の詳細につきましては、令和3年度に公表しました秩父地域水道事業広域化基本構想等の時点修正をベースとしまして、水需要予測やアセットマネジメントによります更新需要、施設整備計画、財政シミュレーションなどを見直し作業を進める予定でございます。

また、広域化後、新たな課題となっております山間地域における水需要、施設のダウンサイジング等につきましても、新たな技術の採用を含めまして検討をする予定でございます。

また、同時に令和3年度に実施しました料金統一から5年後の料金見直しにつきましても、並行して検討を行う予定でございます。

続きまして、予算及び説明書の41ページ、収益的収入及び支出の収入の部ですね。1款2項7目雑収益、3のその他雑収益、水道水ペットボトルの販売収益等2万1,000円についてでございます。こちらのペットボトルにつきましては、1本当たり100円にて販売を行っておりまして、年間およそ1万円前後の販売収益を計上しております。別所浄水場内にごございます自動販売機での売上げがそ

のおよそ半分の5,000円程度、そのほかが5,000円程度となっております。

私からは以上でございます。

**議長（木村隆彦議員）** 大滝・荒川事務所長。

（千島 武水道局次長兼大滝・荒川事務所長登壇）

**千島 武水道局次長兼大滝・荒川事務所長** 清野議員ご質問の53ページ、資本的支出、原水及び浄水施設費、工事請負費、三峰浄水場ろ過流出弁更新工事1,500万円及び三峰増圧ポンプ更新工事550万円、継続費として令和6年度3,740万円の事業の詳細についてご説明いたします。

まず、三峰浄水場ろ過流出弁更新工事ですが、この流出弁は浄水場内に2池あるろ過池と配水池の間にある電動弁になります。この弁は、浄水場が昭和56年に竣工した当時から設置されており、42年が経過しています。事業の詳細といたしましては、口径100ミリのろ過流出弁2基、開閉に用いる電動バルブコントローラー2基、ステンレス製シャフト2本、配線類の更新工事になります。

次に、三峰増圧ポンプ更新工事（継続）の内容ですが、取水場から三峰浄水場の間に原水を送水するためのポンプ場が4か所あり、それぞれ2基の増圧ポンプ等が設置されています。今回の工事では、取水場にある第1ポンプ場、次に中継するための第2ポンプ場の計4基と第4ポンプ場の中継するための第3ポンプ場の1基、計5基の更新工事になります。第3ポンプ場の残り1基及び第4ポンプ場の2基につきましては、令和2年度、3年度に既に更新済みとなっております。工事の内容ですが、前回の更新から24年が経過したポンプ、電動機のほかに、設置から42年が経過した逆流を防止するための逆止弁の更新になります。2か年の継続工事とした理由ですが、現在の世界情勢を鑑み、ポンプ類等の納品に時間を要することが考えられるため、令和5年、6年度の継続事業とさせていただいたものです。

以上となります。

**議長（木村隆彦議員）** 他に質疑ございませんか。

16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）** 16番、猪野武雄です。4条予算で、構成市町の出資金ですけれども、来年度13億9,870万円ということで予定されていますけれども、この出資見通し、繰り出し見通しなのですが、いつ頃まで続くのか。その辺り分かりましたら教えてください。

**議長（木村隆彦議員）** 経営企画課長。

**八木 修経営企画課長** それでは、先ほどの猪野議員のご質問に対しまして回答させていただきます。

今後の4条予算におけます出資見通しということでございますが、現在水道局のほうで平成28年度から実施しております広域化計画、こちらの事業の収束につきましては、現在のところ令和7年度末を予定に取り組んでいるところでございます。この間につきましては、やはり投資額も大きくなりまして、それに対します国庫補助金、県費補助金、それに対しますほぼ同額の構成市町からの出資金も継続して水道会計のほうに投入していただく予定になるかと思っております。そうしますと、令

和7年度が一定の目安になるかなと考えているところでございます。その後につきましては今後、先ほども説明したとおり、投資計画の見直し等を行いまして、その先についての整備計画等を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**議長（木村隆彦議員）** 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（木村隆彦議員）** 総員起立であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

#### ○閉会の宣告

**議長（木村隆彦議員）** お諮りいたします。今期定例会の議事は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（木村隆彦議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 3時01分



会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年2月15日

議 長 木 村 隆 彦

署名議員 猪 野 武 雄

署名議員 小 松 穂 波

署名議員 高 野 佳 男